

令和 6 年三重県議会定例会
防災県土整備企業常任委員会
説 明 資 料

◎議案補充説明

- (1) 議案第 147 号「工事請負契約について（一般国道 422 号（下地工区）道路改良（下地トンネル（仮称））工事）」…1
- (2) 議案第 148 号「工事請負契約の変更について（主要地方道桑名大安線（桑部橋）道路改良（橋梁上部工）工事）」…4
- (3) 議案第 150 号「工事協定締結の変更について（伊勢鉄道鈴鹿サーキット稻生・徳田間 14km300m 付近で交差する主要地方道鈴鹿環状線（磯山バイパス）架道橋新設工事）」…6

◎所管事項

- (1) 安全・快適・健全な走行環境の確保に向けた道路の維持管理について…9
- (2) 花とみどりの三重づくり基本計画に基づく取組状況について…21
- (3) 三重県流域下水道事業経営戦略改定の素案について…32
- (4) 令和 7 年度予算の確保に向けた国への要望について…43
- (5) 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制区域の指定について…44
- (6) 港湾脱炭素化推進計画の作成について…51
- (7) 審議会等の審議状況について…64

《別冊》

- ・ 別冊 1 三重県流域下水道事業経営戦略（素案）
- ・ 別冊 2 令和 7 年度予算の確保に向けた国への要望
- ・ 別冊 3 津松阪港港湾脱炭素化推進計画（骨子案）について
- ・ 別冊 4 尾鷲港港湾脱炭素化推進計画（骨子案）について

令和 6 年 1 2 月 1 2 日

県 土 整 備 部

◎議案補充説明

(1) 議案第 147 号「工事請負契約について（一般国道 422 号（下地工区）道路改良（下地トンネル（仮称））工事）」

議案 第147号 工 事 請 負 契 約 に つ い て	
工 事 名	一般国道 422 号(下地工区)道路改良(下地トンネル(仮称))工事
施 工 場 所	北牟婁郡紀北町島原 地内
契 約 金 額	1,882,100,000 円（消費税等含む）
請 負 者 住 所 氏 名	津市大倉19番1号 日本土建・平野・前川特定建設工事共同企業体 代表者 日本土建株式会社 代表取締役社長 田村 頼一
契 約 工 期	議決日から 780 日間
<u>工事の概要</u> 施工延長 L=315.0m 幅員 W=6.0(9.75)m トンネル工 L=288.0m 内空断面積 A=62.6 m² 掘削工(NATM(発破掘削)工法) V=21,300m³ 覆工コンクリート工 V=2,540m³ インバート工 V=1,232m³ 舗装工 A=3,055 m²	
契 約 方 法	一般競争入札

入札結果調書 (総合評価 除算方式)

入札年月日 令和6年8月27日

工 事 番 号 令和6年度社会資本・国 第 A010-17分0001号

工 事 名 一般国道422号（下地工区）道路改良（下地トンネル（仮称））工事

施 工 場 所 北牟婁郡紀北町島原 地内

入札者		第１回			備　考
		入札額	標準点＋加算点	評価値	
1	日本土建・平野・前川特定建設工事共同企業体	1,711,000,000	129.91	0.75926	落札決定
2	稲葉・東・橋本特定建設工事共同企業体	1,711,000,000	127.52	0.74529	
3	森本・宮本・岡本特定建設工事共同企業体	1,740,000,000	126.58	0.72747	

上記入札額は、消費税および地方消費税（免税業者にあつては相当額）を除いた金額です。
また、本工事は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式にて行ったため、評価値の最も大きい入札者を落札者としています。また、評価値とは標準点100点に提案による加算点を加えた技術評価点を入札額（千万円単位）で除した値（小数点第六位以下切り捨て）です。

【議案第 147 号】

一般国道 422 号（下地工区）道路改良（下地トンネル（仮称））工事

【位置図】



【現況写真】



(2) 議案第 148 号「工事請負契約の変更について（主要地方道桑名大安線（桑部橋）道路改良（橋梁上部工）工事）」

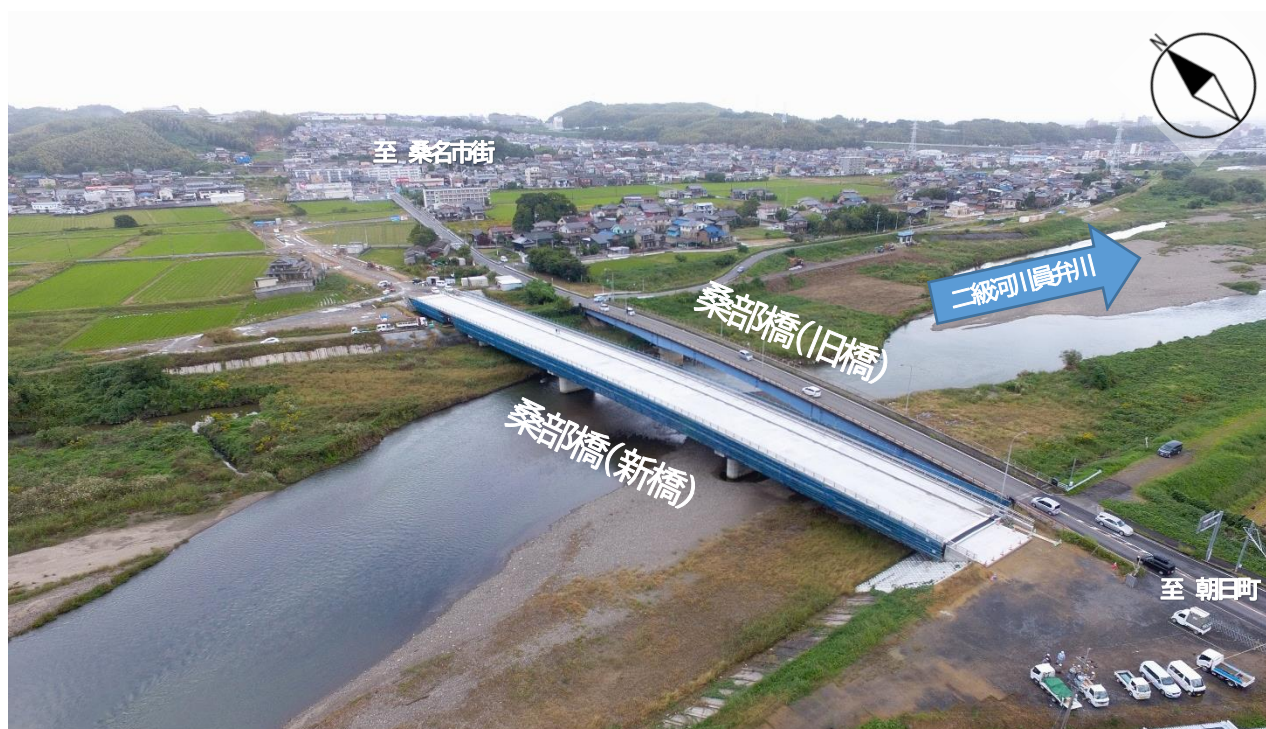
議案 第 148 号 工 事 請 負 契 約 の 変 更 に つ い て	
工 事 名	主要地方道桑名大安線(桑部橋)道路改良(橋梁上部工)工事
施 工 場 所	桑名市大字稗田 ～ 桑名市大字桑部 地内
契 約 金 額	変更前 867,900,000 円（消費税等含む） 変更後 843,176,400 円（消費税等含む）
請 負 者 住 所 氏 名	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 JFEエンジニアリング株式会社名古屋支店 支店長 霜 知宏
契 約 工 期	令和4年12月20日 ～ 令和7年2月1日
<u>工事の概要</u> 橋長L=183.5m 幅員 W=9.0(13.5)m 橋梁上部工(鋼4 径間連続非合成鈹桁橋)N=1 橋 工場製作工 W=591.8t 鋼橋架設工(トラッククレーンベント架設)W=590.7t 床版工(RC 床版)V=681 m ³ 橋梁付属物工 N=1 式	<u>変更理由</u> 当初、橋梁上部工を施工している員弁川の左岸堤防道路上に交通誘導警備員を配置するよう計画していたものの、道路管理者及び地元との調整の結果、通行止め施工が可能となり、配置人員を変更したことから、工事請負契約における契約金額の減額変更を行うものである。
契 約 方 法	随意契約

【議案第148号】主要地方道桑名大安線（桑部橋）道路改良（橋梁上部工）工事

【位置図】



【現況写真】



(3) 議案第 150 号「工事協定締結の変更について（伊勢鉄道鈴鹿サーキット稲生・徳田間 14km300m 付近で交差する主要地方道鈴鹿環状線（磯山バイパス）架道橋新設工事）」

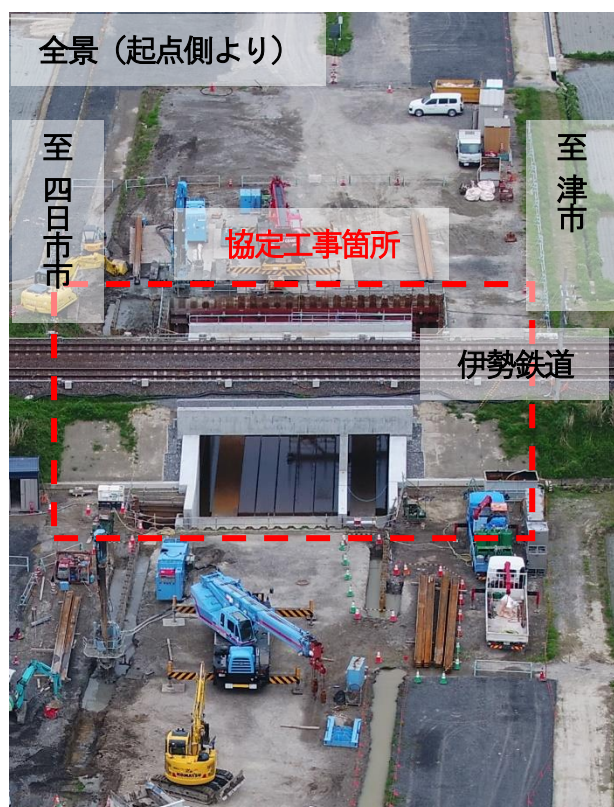
議案 第150号 工 事 協 定 締 結 の 変 更 に つ い て	
工 事 名	伊勢鉄道鈴鹿サーキット稲生・徳田間 14km300m 付近で交差する主要地方道鈴鹿環状線（磯山バイパス）架道橋新設工事
施 工 場 所	鈴鹿市徳田町 地内
契 約 金 額	変更前 1,667,490,000 円（消費税等含む） 変更後 1,535,600,384 円（消費税等含む）
協 定 者 住 所 氏 名	鈴鹿市桜島町一丁目20番地 伊勢鉄道株式会社 代表取締役社長 渡邊 信一郎
契 約 工 期	令和2年10月19日 ～ 令和7年3月31日
<u>工事の概要</u> 函渠工 L=14.3m U型擁壁工 L=14.5m	<u>変更理由</u> 架道橋新設工事等について、協定者である伊勢鉄道株式会社が外部契約を行った際、請負差金が生じたものである。
契 約 方 法	協定

【議案第 150 号】伊勢鉄道鈴鹿サーキット稲生・徳田間 14km300m 付近で交差する
主要地方道鈴鹿環状線（磯山バイパス）架道橋新設工事

【位置図】



【現場写真】



◎所管事項

(1) 安全・快適・健全な走行環境の確保に向けた道路の維持管理について

6



県道名越長明寺線の歩道整備



県道鳥羽松阪線の街路樹



地域と協働の花植え活動

目 次

0. 道路の維持管理の概観と基本的な取組姿勢
1. 付加的に機能／構造を強化した交通安全施設
2. 景観等に配慮した質の高い街路樹管理を目指して
3. 安全と景観の両立に向けた雑草抑制対策の取組

0. 道路の維持管理の概観と基本的な取組姿勢

道路の維持管理に関する用語の定義と体系化

道路法42条により、

「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」と道路管理者の責務が定められています。

道路の維持管理に関する用語の整理

管理

道路管理者が行う全ての道路法上の管理行為
(道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧、
その他の管理)

維持管理

管理のうち「維持」、「修繕」、「災害復旧」
その他の管理行為

維持

道路の機能及び構造の保持を目的とする
日常的な行為

修繕

- 道路の損傷した構造を当初の状態に回復
させる行為
- 付加的に必要な機能及び構造の強化を
目的とする行為

更新

道路構造を全体的に交換するなど、同程度の
機能で再整備する行為 (橋梁架け替え 等)

施設ごとの維持管理作業を体系化

	区分の考え方	主な業務内容／各種施設
早期発見	事故を未然に防いだり、施設の長寿命化を図るため、 日常的・定期的に点検 を行い、健全な状態を維持	道路パトロール (通常、夜間、徒歩、休日、緊急) 防災点検、構造物点検、盛土点検
予防管理	施設の長寿命化を図るため、 劣化の進行する前に補修を行い健全な状態に回復 なお、「更新」を含む	橋梁、トンネル、横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識の定期的な点検
対処管理	劣化が進行し、 施設の機能に影響が及ぶ場合に補修を行い、健全な状態に回復	舗装補修、路肩・法面・排水施設補修、区画線引直し、道路附属物補修、 附属物の付加的に必要な機能・構造の強化 など
日常管理	施設の劣化に関係ないがその状態を 放置 すると施設の機能や周辺環境に 悪影響が及ぶ場合に対処し健全な状態に回復	除草、支障木の伐開、路面清掃、街路樹の剪定 など
必要経費	施設を維持するための必要となる経費	電気料、電話・通信回線使用料、保険料、機械購入修理費、機器保守点検費、管理委託費用、など

維持管理の基本的な取組姿勢

安全で快適な走行環境の提供と持続的で健全な交通機能の確保に向け推進

1. 付加的に機能／構造を強化した交通安全施設

交通安全事業の着実な推進

通学路等の交通安全対策

通学路交通安全プログラム

- 教育委員会・学校・警察・道路管理者等の関係者で推進体制を構築
- 市町ごとに実情を踏まえた合同点検等を実施し、通学路の安全確保に向けた取組を継続的に実施

※令和3年6月に発生した千葉県八街市の事故を踏まえた**通学路合同点検に基づく対策箇所は令和5年度に全て対策完了**

対策イメージ

県道 伊勢松阪線（松阪市）
歩道整備

県道 名越長明寺線（亀山市）
歩道整備

県道 四日市菟野大安線（いなべ市）
防護柵設置・側溝蓋掛け



	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～
通学路交通安全プログラムに基づく 要対策箇所（県管理道路）	104箇所完了	76箇所完了	集計中	
当年度完了箇所数	121箇所+125箇所=246箇所 （新規）	142箇所+143箇所=285箇所 （新規）	209箇所+新規	
全体箇所数	継続	継続	継続	

幹線道路の交通安全対策

事故危険箇所

- 令和4年3月に第5次事故危険箇所に指定された三重県内79箇所（県管理道路35箇所）の事故の危険性が高い箇所に対して、道路管理者と警察が連携しながら交通事故防止対策を推進（事業期間 令和3年度～令和7年度）

⇒1年前倒しで**令和6年度に全て対策完了予定**

※交通事故が多発している箇所や、ETC2.0プローブデータ等のビッグデータから判明した潜在的な危険箇所等を「事故危険箇所」として指定

対策イメージ

県道 伊勢磯部線（伊勢市）
右折レーンカラー舗装

県道 松阪青山線（伊賀市）
減速帯

県道 桑名川越線（桑名市）
路側カラー舗装



	R3・R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
事故危険箇所（県管理道路）	完成 20箇所 （57%）	完成 +10箇所 （86%）	完成（予定） +5箇所 （100%）	-
35箇所※				
※第5次事故危険箇所				

1. 付加的に機能／構造を強化した交通安全施設

交通安全事業の着実な推進

生活道路の交通安全対策

踏切道における交通安全対策

令和4年6月の「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」に基づき、国土交通省が指定する特定道路上(県管理道路)の踏切道において、**踏切手前及び踏切内に視覚障害者誘導用ブロックを順次設置**予定



国道163号(津市)
津新町駅前
(一)上浜高茶屋久居線(津市)
久居駅付近
(主)四日市鈴鹿環状線(四日市市)
富田駅付近

立体にみえる横断歩道交通安全対策

ドライバーに注意と減速を促すため、**立体的に浮き上がって見える横断歩道**が御園小学校近くに完成し、これにより、通行車両の一時停止を促す効果あり



三重県初

信号のない交差点における交通安全対策

道路の中央に**交通島**を設け、信号のない横断歩道を2回に分けて横断することで、通学児童及び高齢者等の歩行者が安全に横断できるよう**県警と連携し県内で初めて実施**



(主)宮妻峽線(四日市市)
二段階横断歩道



ゾーン30プラスによる交通安全対策

最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「**ゾーン30プラス**」として**設定**。道路管理者と警察が緊密に連携し、地域住民等との合意形成を図りながら、**生活道路における人優先の安全・安心な通行空間を整備**

桑名市(修徳地区)



四日市市(常磐小学校地区)



菰野町(竹成・永井地区)



教育委員会・学校・警察・市町等の関係者と連携し、交通安全に資する付加的機能・構造の強化対策を推進

2. 景観等に配慮した質の高い街路樹管理を目指して

街路樹の剪定等の取組

従来の街路樹の方針

道路機能に拘わらず一律の基準

(剪定回数)

- 寄植：原則 年1回
- 高木：落葉樹…年1回以下
(ただし、樹齢が若いものは年0.5回以下)
- 常緑樹…年0.5回以下

(樹木の伐採)

- 街路樹の繁茂により見通しが悪くなり、交通安全上危険な箇所については樹木の撤去も可。

R4時点の維持管理の方針

(R4年3月作成)

街路樹マネジメントの導入

三重県街路樹マネジメント方針

道路の機能を踏まえたメリハリのあるマネジメント

景観等に
配慮する道路

管理目標樹形にあわせた剪定

(1回/年の剪定を基本、街路樹剪定士の活用)

- ・ 景観計画に位置付けられた道路
- ・ 観光地周辺の道路
- ・ 賑わいを創出する道路
- ・ 地域の緑花活動の場となる道路

その他道路

地域の緑花活動やまちづくりの方向性を踏まえて柔軟に対応

(強剪定: 0.5回/年以下)

交通安全・防災等
に配慮する道路

樹木の撤去・間引き・樹種の変更

- ・ 通学路、緊急輸送道路
- ・ 郊外、山間部の道路

質の高い街路樹管理の導入までの流れ



花とみどりの
三重づくり

2. 景観等に配慮した質の高い街路樹管理を目指して

県内の街路樹の概要

県内の街路樹の概要

街路樹を有する県管理道路 89路線

○高木本数 約12,000本

本数の多い樹種

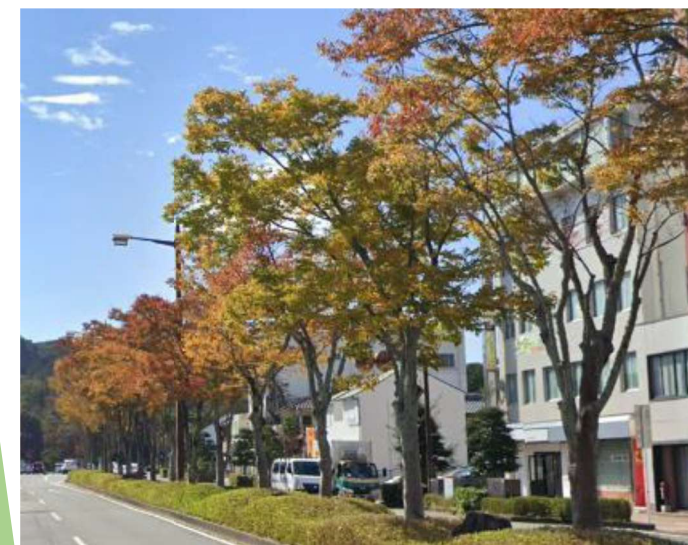
クスノキ 約2,500本

イチョウ 約1,300本

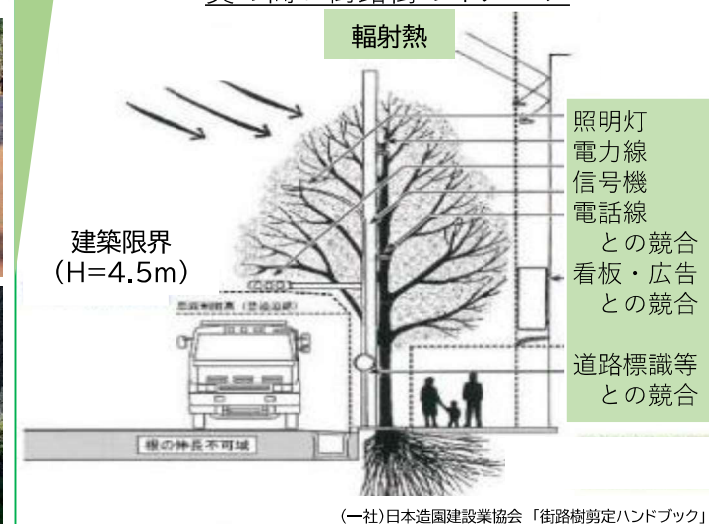
ケヤキ 約1,000本

○中木本数 約8,000本

○寄植面積 約111,000㎡



質の高い街路樹のイメージ



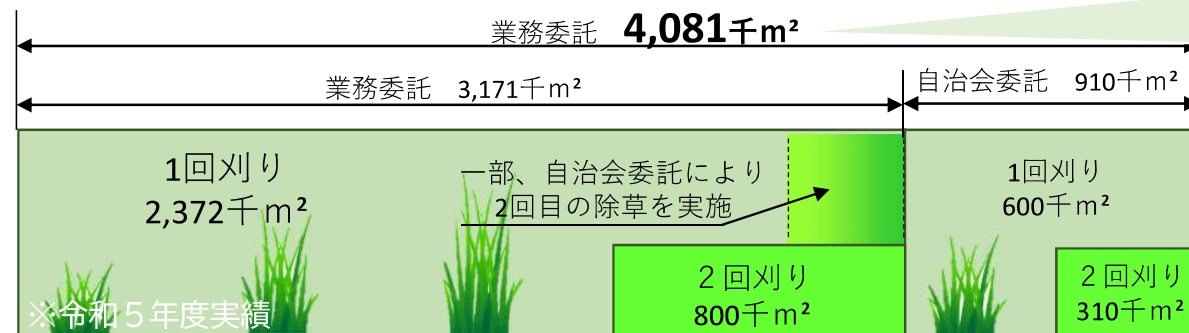
景観等に配慮した質の高い街路樹管理で、美しい道路空間づくりを推進

3. 安全と景観の両立に向けた雑草抑制対策の取組

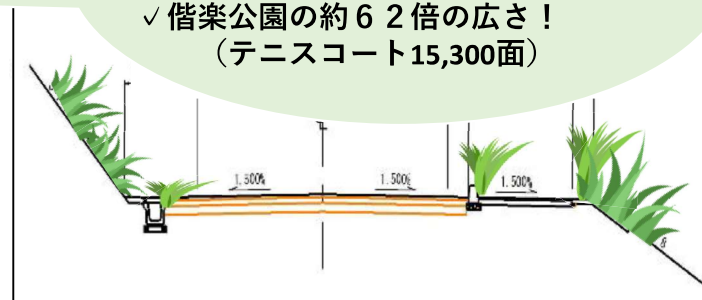
道路除草を取り巻く現状と課題

道路除草を取り巻く現状と課題

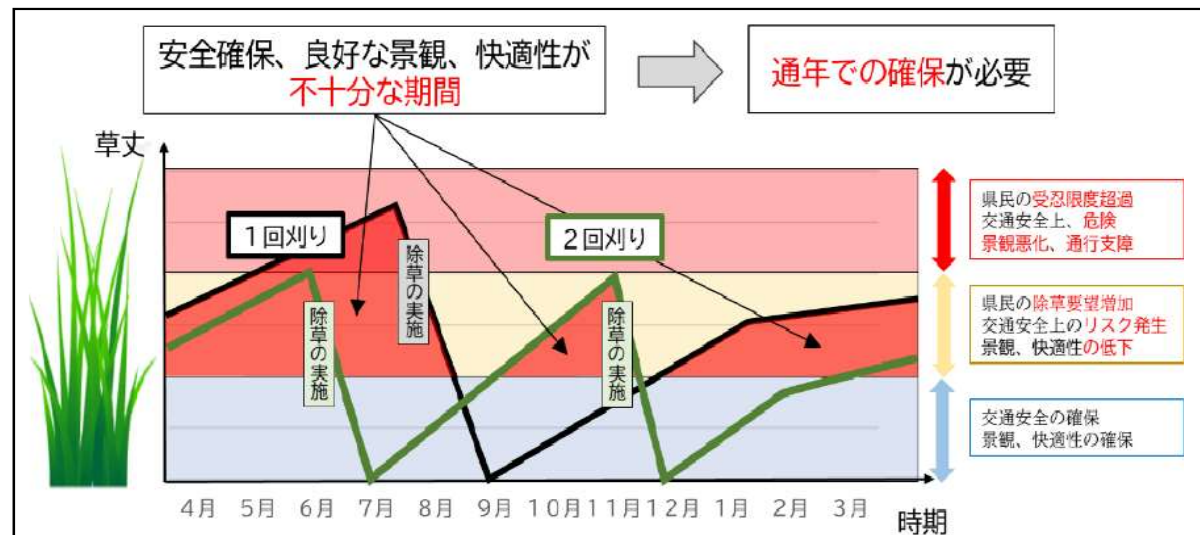
- 限られた予算の中、除草回数の限定が余儀なくされ **苦情・要望が増加**
県民や地域の声に十分に答えられず、**沿道の景観へも悪影響**



「4,081千m²」とは約400万m²（400ha）です。
 例えば、
 ✓ 50cmの幅に換算すると8,000km！
 これは日本列島縦断の約3倍の長さです
 ✓ 偕楽公園の約6.2倍の広さ！
 （テニスコート15,300面）



- 2回刈りした場合でも、雑草の成長に伴い、**視距の確保や良好な景観が一時的**



- 雑草繁茂の状況



道路の維持管理における除草は、雑草の繁茂による **交通標識等の視距確保や**
道路交通の安全確保、通行車両からの視認性の確保、景観の確保などが重要！

3. 安全と景観の両立に向けた雑草抑制対策の取組

雑草抑制対策事例と新技術の活用

●雑草抑制対策の基本的な考え方

快適で安全な道路環境の維持とコスト縮減を視野にいたれた維持管理の両立を図りながら道路除草を行うには、幅広い除草技術と除草手法の知識を身につけ、道路環境や雑草の繁茂状況に応じて、適宜除草方法を設定することが重要

【事業効果が高く、通年で雑草対策が必要な箇所】

- ①交差点や通学路、歩行者の多い箇所等で、草の繁茂によって事故発生の恐れや歩行者の通行に支障がある箇所
- ②景勝地、観光地等良好な歩行空間や景観の確保が必要な箇所
- ③除草作業が困難な箇所
- ④市町からの要望のある箇所

【雑草抑制対策実施予定箇所】

○施工箇所:70箇所

○延長:20km

令和6年度
L=20km

令和7年度
L=20km

令和8年度
L=20km

令和9年度
L=20km

●主な対策事例



施工箇所の例
歩車道境界部
構造物目地
など

防草シール



施工箇所の例
道路沿い法面
など

防草シート



施工箇所の例
道路沿い法面
など

張コンクリート

●新技術等も試行中



カバープランツ



ラバーチップによる防草



カバープランツ



温水による除草



土系舗装

除草技術と除草手法の知識を身につけ、繁茂状況に応じた除草対策を推進

3. 安全と景観の両立に向けた雑草抑制対策の取組

住民参画と取り組みやすい制度の見直し

●住民参画の基本的な考え方

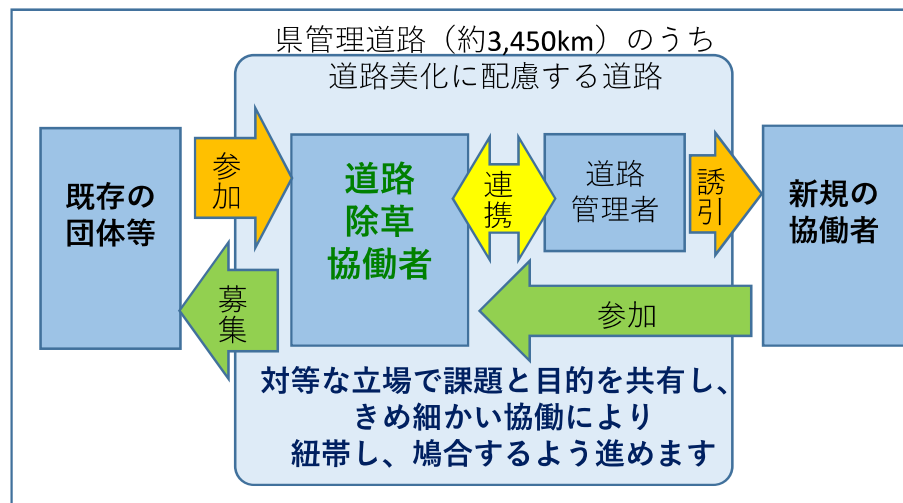
地域の生活道路などの身近な公共土木施設については、地域住民や民間団体等が自ら清掃・美化活動などに参加することにより、地域コミュニティの形成など魅力あるまちづくりにも寄与することから、県民・民間団体等との協働・連携の取組を推進することが重要。

【道路美化等に配慮する道路】

- ①観光地周辺の道路
- ②賑わいを創出する道路
- ③地域の緑化活動の場となる道路
- ④地域のまちづくりの場となる道路 など柔軟に対応



県民・民間団体等との協働・連携の取組のイメージ



●今後に向けての取組

取り組みやすい自治会委託や道路美化ボランティア制度の見直しを行い、少しでも、道路利用者の安全な通行の確保と道路美化の向上に向け、取組を進めます。

現行制度の課題など

制度利用者の声

- ✓ 年間活動回数や活動範囲等の要件など、**制度や申請手続きがわかりにくい。**
- ✓ 活動への支援を受けようとする場合、**年度当初に申請が必要**なため、期限までの申請を断念する場合も。
- ✓ **高齢化により継続が困難。**活動資金も不十分。
- ✓ 現在の物品支給限度額（300円/人）や自治会等委託単価では、不足する場合がある。
- ✓ 活動の輪が広がるよう、**活動に関する情報発信**をしてほしい。

求められる対応

- 取り組みやすい制度への見直し
- 手続きの簡素化や要件の緩和
- 参加意欲の向上に向けた取組
- より効果的な広報による普及促進
- 多様な形で支援するサポーター（企業、個人）の募集



住民のチカラが生かされる住民参加を目指して取組を推進

3. 安全と景観の両立に向けた雑草抑制対策の取組

制度の見直し内容と活動実績

制度の見直しと取組の紹介

(ボ：美化ボランティア、自：草刈り作業の自治会委託)

●取り組みやすい制度への見直し

- ✓ 自治会や団体だけでなく、**家族や学校(クラブ活動、生徒会等)**等の多様な主体や**少人数(2人以上)**での参加が可能など、普及拡大を促進(ボ)
- ✓ 地域による、よりきめ細やかな維持管理が可能となるよう、自治会等委託の除草委託は「**原則1回刈り**」の運用廃止(自)
- ✓ 参加者の実情に応じ柔軟に活動ができるよう**面積要件の下限の緩和**(自)

●手続きの簡素化や要件の緩和

- ✓ 柔軟に活動の参画が行えるよう、**申請受付期間の拡大**(ボ)
- ✓ 申請及び活動報告等の記載項目の見直しによる**書類の簡素化**(ボ、自)
- ✓ 申請及び活動報告等の提出先を、市町又は県の**いずれかを選択可**(ボ)

●参加意欲の向上に向けた取組

(ボ、自)

- ✓ 自治会等除草委託やボランティア事業の**単価等の見直し**
- ✓ 希望に応じて道路愛護の意識醸成や、参加企業のPRに繋がる**活動団体名入りの表示板**を設置(ボ)

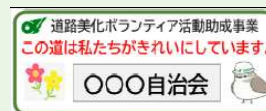
●より効果的な広報による普及促進

(ボ、自)

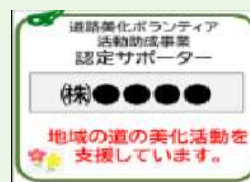
- ✓ 様々な機会を捉え、**リーフレット**で幅広い参加の呼びかけ
- ✓ **県HP**や**県政だより**等での周知促進や、**SNS** (県土整備部公式ツイッター)による情報発信(ボ、自)
- ✓ **県土木職員OB会**への普及啓発への協力の依頼(ボ、自)

●多様な形で支援するサポーター(企業、個人)の募集

- ✓ **物品提供**の資金の支援を頂く**サポーター企業**を新たに募集
サポーターの認定を証する**表示板の設置**や**認定ステッカー**の配布(ボ)
- ✓ 活動が困難でも、**三重県ふるさと応援寄付金(ふるさと納税)**の活用による、間接的な協働の道路管理への参画の呼びかけ(ボ)



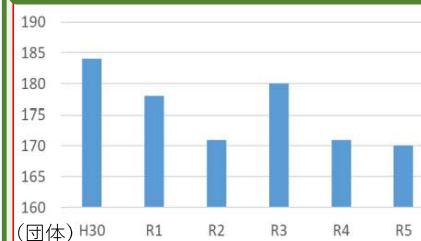
表示板の設置イメージ



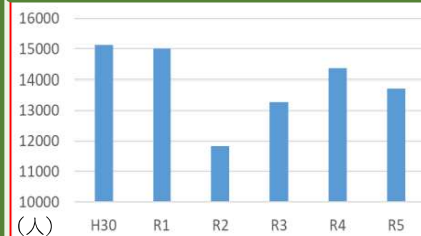
認定ステッカーのイメージ

活動実績

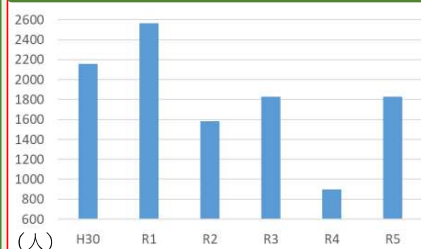
●自治会委託参加団体数



●道路美化ボランティア参加者数



●ふれあいの道事業参加者数



雑草抑制対策を重点的に実施し、年間を通じた良好な道路空間づくりを推進

(参考) 「みえ花と絆のプロジェクト」

地域と協働で優しい絆を創る

少子高齢化、人口減少など、生活環境の変化により、地域コミュニティの絆が弱くなっています。道路、河川等のインフラを舞台に、花植え活動を通じてたくさんの人が知り合い、地域の絆を強めていく。この活動が三重県の文化になることを目指します。

〈今後について〉

このプロジェクトが長く続く活動となるように、企業への参加の呼びかけや新たな活動団体の掘り起こし等の取組を進めていきます。さらに、このプロジェクトが県内各地域に広がっていくよう努めてまいります。



令和5年度は、G7交通大臣会合、県民の日、花とみどりの三重づくり条例、三重県街路樹の日等の関連イベントとして各建設事務所で活動を展開しました。

(2)花とみどりの三重づくり基本計画に 基づく取組状況について





1. 基本計画の概要

2. 令和6年度の実施内容について

R6-R9
基本方針

花とみどりあふれる未来に向けた土台づくり

土台づくり①：条例の周知、気運醸成

土台づくり②：街路樹の機能の発揮

土台づくり③：多様な主体との連携



1 基本計画の概要（基本的な方針）

三重県
Mie Prefecture

めざす姿

花とみどりで優しさあふれる
健やかなふるさと三重

基本理念

県民及び事業者の意識の高揚等

花とみどりの効用等の有効活用

多様な主体の連携協力

取組の視点

1 花とみどりを知る

県民及び事業者等が主体的に取り組むためには、花とみどりの効用や大切さを理解することが重要であるため、情報発信やイベントを通して、「知る」機会を創出します。

2 花とみどりを魅せる

花とみどりにさまざまな効用があり、人びとの生活にうらや、やすらぎを与えることができるため、公共空間等に取り入れ、県民に「魅せる」施策を推進します。

3 花とみどりでつなぐ

花とみどりを活用するためには、県、国、市町、県民及び事業者等が相互に連携し、協力関係を築くことが重要であるため、さまざまな支援をとおして多様な主体を「つなぐ」施策を推進します。

基本的施策

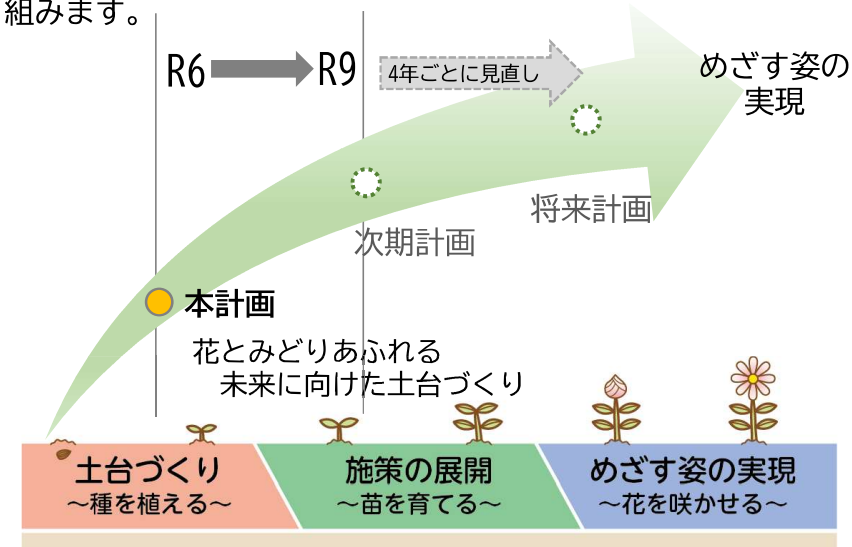
10施策

R6-R9
基本方針

花とみどりがあふれる
未来に向けた土台づくり

～多くの県民が花とみどりが活用された
まちづくりを実感するために～

条例が制定されて、初めてとなる本計画の期間は、「花とみどりがあふれる未来に向けた土台づくり」をめざす4年間とし、現在各部局が取り組んでいる花とみどりに関する施策を計画に位置づけて体系的に展開するとともに、県民が花とみどりに関心を持つことができるよう気運醸成に注力して取り組みます。





1 基本計画の概要（10の基本的施策）

1 県有施設等における花とみどりの活用



- ✓ 県庁舎等における適切な維持管理や、出入り口付近への花壇の設置等
- ✓ 都市公園等の緑化推進／美化ボランティア活動への助成／公共空間の緑化推進

2 街路樹等の機能の発揮



- ✓ 県管理道路の街路樹の維持管理
- ✓ 「みえ花と絆のプロジェクト」等の協働による道路空間の管理

3 社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進



- ✓ 農業学科等を設置する県立高等学校における園芸福祉活動の実践
- ✓ 社会福祉施設等への花やみどりを活用した事例の情報提供

4 花とみどりの文化の振興



- ✓ 県営都市公園における花苗ポットや花の種の配布、草木の観察会を実施
- ✓ 花とみどりに関する知識普及のためのイベント等の開催

5 花とみどりの教育等の推進



- ✓ 子どもたちの花きに関する関心を高める花育の取組

6 花とみどりの名所づくりの推進



- ✓ 県営北勢中央公園での桜の名所づくり、森林公園等を活用した森林教育等の取組
- ✓ SNS・ホームページによるPRや、季刊誌「観光三重」のホームページでの情報発信

7 人材育成等



- ✓ 花き生産者、新規就農者向けの支援
- ✓ 街路樹剪定士の資格活用についての検討
- ✓ 栽培や物流に関する実験、生産技術向上の取組

8 情報収集等



- ✓ 花き産業振興を目的としたイベントへの支援、生産性や品質向上を図るための技術導入への支援
- ✓ ホームページ「花とみどりの情報」での情報発信

9 県民及び事業者の理解の増進等



- ✓ 「花とみどりの日」、「街路樹の日」にあわせた理解促進と気運醸成のための花とみどりに親しむ機会づくり
- ✓ 花とみどりの活用につなげるためのSNSを活用した情報発信

10 顕彰



- ✓ 花とみどりに関する表彰・コンクールの開催

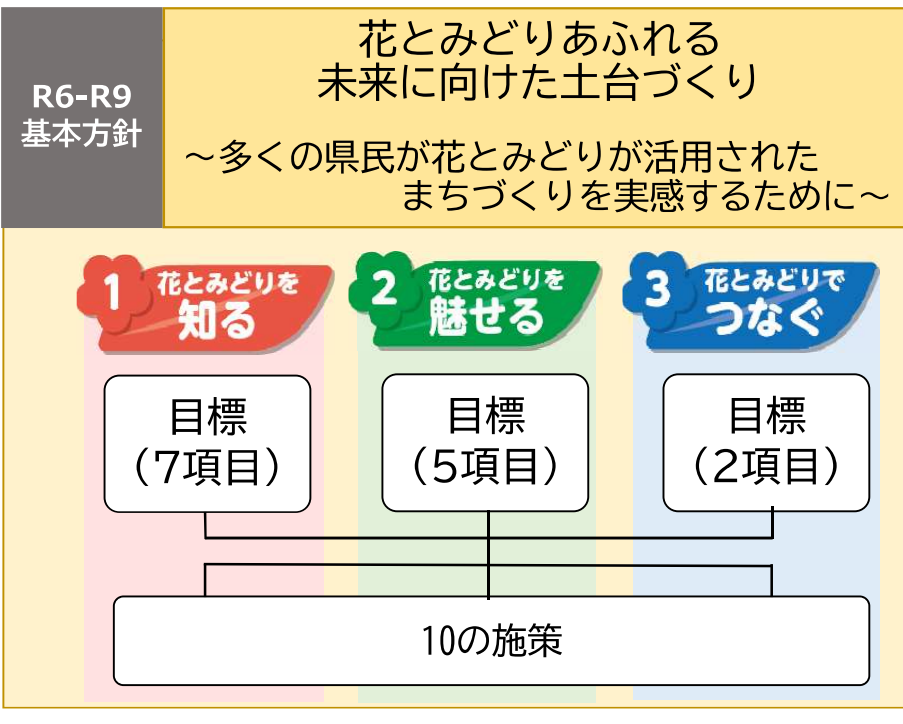


1 基本計画の概要（目標・推進体制）

目標の設定

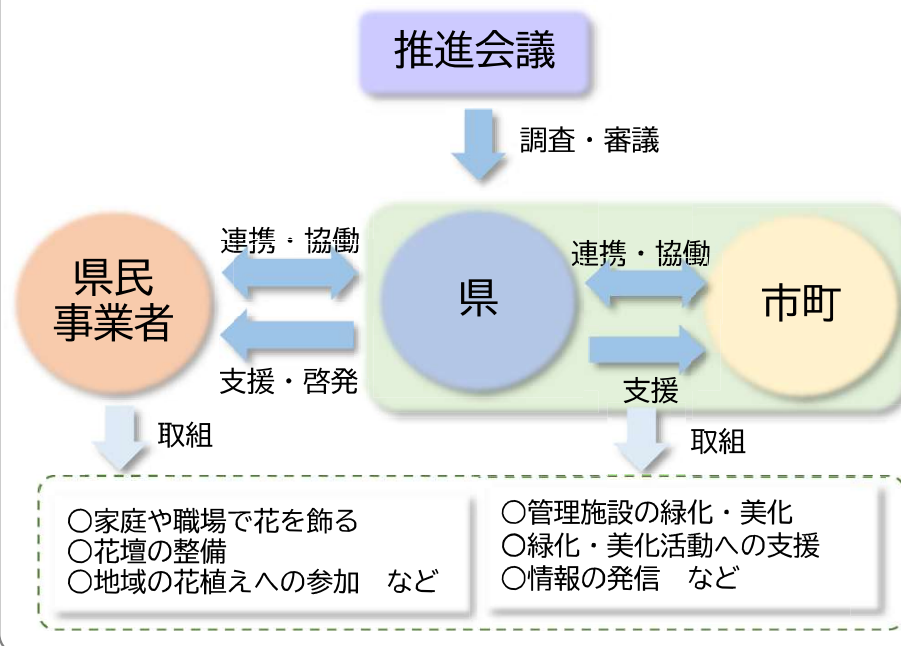
基本方針に基づき、条例でめざす姿が実現された状態を見据えつつ、取組の視点ごとに目標を設定します。

目標は、各施策の具体的な取組から、重要と考える項目を抽出しています。



推進体制

本県における花とみどりの活用の推進を図るためには、県が牽引役となり、市町、県民及び事業者等が、それぞれの役割に応じて、主体的かつ積極的に取組を進めるとともに、連携・協働のもと、花とみどりに関するさまざまな活動に取り組むことが必要です。





2 令和6年度の取組内容について

R6－R9 基本方針

花とみどりあふれる
未来に向けた「土台づくり」

知る

土台づくり① 条例の周知、気運醸成

魅せる

土台づくり② 街路樹の機能の発揮

つなぐ

土台づくり③ 多様な主体との連携

R6 → R9

4年ごとに見直し

めざす姿の
実現

将来計画

次期計画

● 本計画

花とみどりあふれる
未来に向けた土台づくり

土台づくり
～種を植える～

施策の展開
～苗を育てる～

めざす姿の実現
～花を咲かせる～



2 令和6年度の取組内容について

① 条例の周知、気運醸成

● 花とみどりの情報ページ



県や市町、事業者が行う花とみどりを活用した取組を掲載し、情報発信

● イベント等における花とみどりの活用PR

- 4/12～15 第48回鈴鹿市植木まつり、花とみどりの日記念イベント
- 10/5 みえ森林フェスタ2024
- 10/12～20, 11/9～17
花とみどりでおもてなしウィーク
- 11/2, 3 第53回三重県植木まつり
- 12/7, 8 みえ花フェスタ2024



イベント内において、クイズやアンケートによる「花とみどりの三重づくり条例」のPR、身近に花に親しんでもらえるよう花のタネの配布を実施

HP, SNSによる情報発信

県・市町担当者連絡会議

花とみどりの三重づくり推進会議

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

のぼり作成

県政だより

計画公表

計画動画作成

名刺配布

チラシ作成

ポスター配布

● 条例・計画のPR

各取組でロゴマークを活用することで統一感を持って取組を実施



● みえ花と絆のプロジェクト

建設事務所において、地元自治会や企業、学校等と連携して道路美化や花植え活動の実施



● 花とみどりの啓発活動

各県営都市公園において、花苗や種の配布を通じた啓発活動の実施

◆ 引き続き、啓発活動を通じて気運醸成に取り組めます。



2 令和6年度の取組内容について

② 街路樹の機能の発揮

三重県街路樹マネジメント方針

三重県街路樹管理ガイドライン

三重県街路樹維持管理計画

道路の機能を踏まえたメリハリのあるマネジメント

マネジメント方針を具体化する運用指針

維持管理マニュアル

管理効率の向上とともに維持管理の質を向上

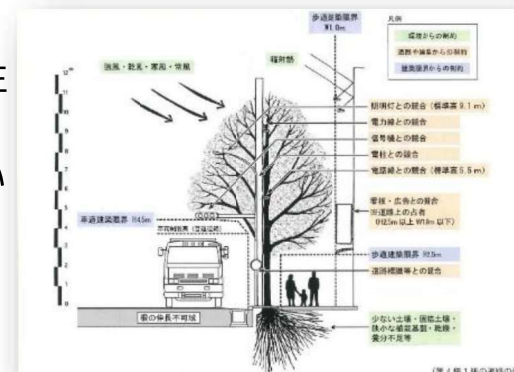
● 街路樹による良好な沿道景観づくり

- 街路樹の健全度診断を試行、令和7年度の全面実施に向けた内容整理
- 剪定講習会のリニューアル
- 街路樹の日PRイベント



今後の取組

- ◆ 単木ごとの健全度判定に基づく樹木台帳(GIS)を作成し、路線ごとの街路樹の育成計画(健全度の回復を含む)を策定します。
- ◆ 発注者の資質向上、発注方法の検討を行います。
- ◆ 街路樹の必要性を幅広い世代にPRします。





2 令和6年度の取組内容について

③ 多様な主体との連携

● 県・市町担当者連絡会議

「県・市町担当者連絡会議」を開催し、取組の方向性、進め方の共有等を行い、今後の取組への連携・協力について依頼しました。

【開催概要】

日時：6月17日（月）
14時～15時15分

対象：庁内43所属
29市町の担当者

内容

- ・取組の方向性、進め方の共有
- ・市町の取組状況等の調査依頼
- ・専門家の紹介（街路樹剪定士、樹木医 等）
- ・市町向け補助金の紹介 等



● 花とみどりの三重づくり推進会議

「花とみどりの三重づくり推進会議」を開催し、基本計画に基づく取組状況の報告等を行い、基本計画の進捗状況や課題について審議しました。

【開催概要】

日時：9月9日（月）～ 9月25日（水）
＊書面開催による意見照会

内容

- ・基本計画に基づく取組状況の報告

意見と対応

- ・県内各市町の足並みを揃える必要がある。
→調査で把握できた取組事例を各市町へ展開するとともに、ヒアリング等を実施し、今後の支援方策を検討する。等



2 令和6年度の取組内容について

③ 多様な主体との連携

●花とみどりの 市町応援プロジェクト事業

市町が企画するイベント、観光地、商業施設等での植栽、飾花展示及び園芸体験教室に補助することで、県産花き花木のPRと消費拡大に取り組みました。

- ・フラワーアレンジメントや寄せ植え等の花育・緑育体験教室の開催
- ・公園内で花植え活動を行う団体への花材提供



●花とみどりの日記念イベント

花とみどりの日記念イベントは、鈴鹿市と花き花木事業者、県が連携して実施する第48回鈴鹿市植木まつりと合わせて開催しました。

日時：4月12日（金）から15日（月）の4日間

場所：鈴鹿フラワーパーク

内容：クイズやアンケートによる条例PR

（957名参加）

花を育て、身近に花に親しんでもらうための
花のタネの配布（900個）

花とみどりの写真スポットの設置



●県ホームページ「花とみどりの情報」での情報発信

県や市町、事業者、県民の皆さんが行う花とみどりに関する取組事例を県ホームページ「花とみどりの情報」で情報発信しました。



東員町の
花いっぱい運動



菰野町の
シデコブシ観察会



花壇指導者
講習会



みえ森林フェスタ
2024でのPR



2 令和6年度の取組内容について

③ 多様な主体との連携

●市町の取組について

市町で行っている花とみどりを活用した取組状況について調査した結果、14市町、47の取組事例が収集できました。

取組事例は、次のように分類されます。

- ・市町による補助事業
- ・公共施設等での花植え活動
- ・品評会、体験教室、イベント等の開催
- ・環境負荷軽減のための活動 ほか

今後の取組

- ◆ 市町の花とみどりを活用した取組のバリエーションが増えるよう、収集した取組事例を各市町へ共有するとともに、必要に応じた支援を実施します。
- ◆ 県と市町が連携して取組ができるよう、各市町の取組状況について県関係部署へ共有します。
- ◆ 県や市町、事業者、県民の皆さんによる花とみどりを活用した取組が広がるよう、積極的な情報収集と発信に取り組めます。

取組事例

鳥羽市

人権の花運動

※法務局の取組を活用

花の種や球根などを児童が話し合っ
て育てることを通じて、協力、感謝
することの大切さを学び、生命の尊
さを実感する中で、人権尊重思想を
育み、情操を豊かなものにする
ことを目的とした取組



取組事例

熊野市

スポーツ大会での花飾り設置

スポーツ交流推進の一環として、
全国各地から来られた選手を花で
歓迎する取組
*大会期間中は市章をかたどった花飾り
を設置



〔今後に向けて〕

2027年国際園芸博覧会（横浜市で開催）への出展を通じて、
「花とみどりの三重づくり」を全国に発信していきます。



(3)三重県流域下水道事業 経営戦略改定の素案について

目 次

1. 経営戦略改定について

①これまでの経緯

②改定について

2. 経営戦略改定の素案について

①計画期間

②経営理念

③経営目標

④成果指標

⑤投資・財政計画

⑥進行管理

1. 経営戦略改定について

①これまでの経緯

令和6年6月 防災県土整備企業常任委員会にて、経営戦略改定方針を報告



②改定について

令和元年度に策定した三重県流域下水道事業経営戦略(以下「経営戦略」という)が、5年を経過するにあたりこれまでの取組の進捗状況を評価し、それに合わせ、県下水道事業を取り巻く社会情勢の変化をふまえた取組等の見直しを行い、効率性のある計画であり続けるよう、経営戦略の改定を行うものです。

(1) 令和5年度末実績と令和6年度進捗状況

成果指標	進捗状況			
	R5実績/R5進捗目標	R5結果	R6見込/R6進捗目標	R6見込
目標放流水質の適合率(%)	100/100	達成	100/100	順調
幹線管渠の延伸距離(累計)km	4.0/4.5	未達	5.4/4.5	達成
処理場増設の進捗率(%)	21.7/47.8	未達	56.7/56.1	達成
設備の更新率(%)	16.1/20.4	未達※	24.7/29.8	未達※
経常収支比率(%)	101.2/100以上	達成	算定中/100以上	—
企業債残高対事業規模比率(%)	210.7/224.4	達成	算定中/215.1	—

※機能停止した下水処理場はなし

(2) 県下水道事業を取り巻く社会情勢の変化と課題

- ・災害発生リスクの高まり → (a) 災害発生時でも下水処理機能確保が必要
- ・地球温暖化の進行 → (b) 脱炭素社会の構築が必要
- ・職員数の減少 → (c) 運営体制の脆弱化などが懸念
- ・食料安定供給の懸念 → (d) 下水汚泥の有効活用が必要
- ・人口減少、関連市町の施設老朽化 → (e) 生活排水処理の持続性確保が必要

三重県流域下水道事業経営戦略改定の素案

2. 経営戦略改定の素案について

①計画期間

令和7年度～令和16年度までの10年間(現戦略の完了期間である令和11年度から5年間延長)

②経営理念(現戦略と同じ)

公共性と経済性を両立させたくて、公共用水域の水質を保全するためのサービスを将来にわたり提供することで、県民の皆様が安全・安心で豊かな生活を営むための環境保全に貢献します。

③経営目標

3つの経営目標を柱とし、主に11の取組を展開していきます。

経営目標	現行の取組(7取組)	課題()/見直し	改定後の取組(11取組)
1 公共用水域の水質保全	高度処理の実施	継続	(1)高度処理の実施
	栄養塩類管理運転の実施	継続	(2)栄養塩類管理運転の実施
2 下水道施設の整備	未普及対策	継続	(1)未普及対策
	老朽化対策	継続	(2)老朽化対策
	地震・津波対策	災害(a)/強化	(3)地震対策
		災害(a)/強化	(4)施設浸水(津波・洪水)対策
	—	脱炭素(b)/新規	(5)地球温暖化対策
3 健全な事業運営の持続	効率的な維持管理運営	運営(c)/強化	(1)効率的な維持管理運営(ウォーターPPP等)
	下水道資源の有効活用	汚泥利用(d)/強化	(2)下水道資源の有効活用(下水汚泥の肥料利用)
	—	持続性(e)/新規	(3)広域化・共同化の推進
	—	運営(c)/新規	(4)下水道DXの推進

※「課題()/見直し」中の()は、P34の「(2)県下水道事業を取り巻く社会情勢の変化と課題」の課題に対応

2. 経営戦略改定の素案について

経営目標1 公共用水域の水質保全

(1) 高度処理の実施

【継続】

閉鎖性水域である伊勢湾の水質を保全するため、すべての流域下水処理場では栄養塩類の削減を目的とした高度処理を採用しています。今後も、赤潮等の原因となる栄養塩類の適切な削減に努めていきます。

【主な取組】

目標放流水質の確保に努めます。

※高度処理とは、標準的な処理法よりも、有機物や浮遊物質、栄養塩類を取り除いてきれいに処理する方法



下水処理場での水質検査

(2) 栄養塩類管理運転の実施

【継続】

黒ノリの色落ち対策として、冬季に海域で不足する栄養塩類を供給するため、水質基準の範囲内で放流水の栄養塩類の削減を抑制する運転の試行に取り組み、ひいては豊かな伊勢湾の再生につなげていきます。

【主な取組】

全ての流域下水処理場で栄養塩類管理運転を試行します。

※試行とは、数ヶ年にわたって試行錯誤しながら安定的に運転し、より効率的な運転を目指している段階



正常な黒ノリ 色落ちした黒ノリ

2. 経営戦略改定の素案について

経営目標2 下水道施設の整備

(1)未普及対策

【継続】

関連市町の公共下水道整備の進捗に合わせ、処理場施設の増設、幹線管渠の延伸を計画的に進め、下水道普及のニーズに応えることを目指します。

【主な取組】

処理場施設の増設を進め、内宮・明和幹線管渠の延伸完了を目指します。



内宮幹線管渠延伸工事

(2)老朽化対策

【継続】

ストックマネジメント計画に基づき計画的、効率的に老朽化対策を進め、施設の健全度1の発生を防止し、下水道サービスの安定した提供を目指します。

【主な取組】

ストックマネジメント計画に基づく改築を着実に進めます。

※ストックマネジメント計画とは、施設全体の点検・調査の方針及び点検・調査結果に基づく施設の改築等に関する対策内容や対策時期等を定めたもの

※健全度1とは、機能停止状態であり、ただちに設備更新が必要なことを示す



下水処理設備の点検状況

(3)地震対策

【強化】

能登半島地震では、耐震化未実施の下水道の基幹施設に被害が生じたことで復旧が長期化し、市民生活に影響がありました。

それを踏まえ、南海トラフ地震等の大規模地震発生に備え、**下水道システムの機能停止リスクの解消に取り組み、災害に強い下水道の構築を目指します。**

【主な取組】

下水道機能を確保するため、幹線管路、ポンプ場、処理場の地震対策を推進します。

※地震対策については、耐震化に加え、減災と組み合わせる下水道システムの機能確保を図ります。



能登半島地震下水道施設被災状況

2. 経営戦略改定の素案について

経営目標2 下水道施設の整備

(4) 施設浸水対策

【強化】

南海トラフ地震等による津波の発生や気候変動の影響による水災害の頻発化・激甚化が想定されることから、浸水被害リスクが高まっています。

そのため津波や洪水の発生に備え、施設の浸水対策に取り組み、災害に強い下水道の構築を目指します。

【主な取組】

津波、洪水等の浸水被害に備えたポンプ場、下水処理場の耐水化を進めます。



三渡川ポンプ場の防潮壁

(5) 地球温暖化対策

【新規】

脱炭素社会の実現に向けて、「三重県流域下水道地球温暖化対策計画」に基づき、目標年度の令和12年度において基準年度(平成25年度)比で36%の温室効果ガス排出量の削減を目指します。

【主な取組】

施設更新にあわせた省エネ機器の導入、太陽光発電設備の設置を進めます。



太陽光発電設置(イメージ)

経営目標3 健全な事業運営の持続

(1) 効率的な維持管理運営

【強化】

将来にわたり安定した下水処理を行うには、ライフサイクルコストが最小となる維持管理が必要であるため、経営成績や財務状況を的確に把握し、経営基盤の強化に努めます。また国が新たに示す官民連携方式のウォーターPPPでは、下水道施設の維持管理と更新を一体として業務範囲にするよう求められていることから、管渠の更新時期の到来をふまえ地元企業の協力が得られるような仕組みなどを総合的に検討し、導入していきます。

【主な取組】

建設・維持管理コストの縮減、長期債務残高の適正な管理に努め、ウォーターPPPを導入します。



(国土交通省説明会資料より引用)

2. 経営戦略改定の素案について

経営目標3 健全な事業運営の持続

(2) 下水道資源の有効活用

【強化】

資源循環型社会の構築のため、下水汚泥をセメント原料として有効活用に努めるとともに、国が求める下水汚泥の肥料化について、肥料利用の適性や地域の肥料需要等を考慮し、可能性を検討します。

【主な取組】

下水汚泥の肥料利用の可能性を検討します。



(高島浄化センター(滋賀県)コンポスト化施設)

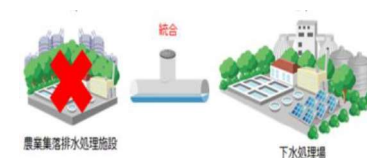
(3) 広域化・共同化の推進

【新規】

関連市町の施設老朽化、人口減少及び職員減少等に伴う課題に対して、施設の統廃合による施設規模の適正化等の取組を支援するとともに、流入水量の増加に伴い流域下水道の経営の持続可能性確保に努めます。

【主な取組】

農業集落排水処理施設などを流域下水道への統合を進めます。



(国土交通省HPより引用)

(4) 下水道DXの推進

【新規】

職員数減少に伴う運営体制の脆弱化や技術継承が進まないことが懸念されるため、業務の効率化や技術の見える化など、DXの活用を進めます。

【主な取組】

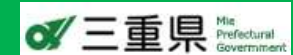
下水道台帳の電子化を進め、AIによる運転操作導入を検討します。

推進工事などの下水道工事の動画を録画し、アーカイブします。



(国土交通省HPより引用)

三重県流域下水道事業経営戦略改定の素案



2. 経営戦略改定の素案について

④成果指標 3つの経営目標を達成するため、以下の9つの成果指標を設定します。

経営目標	成果指標【現行】(6つ)			見直し	成果指標【見直し後】(9つ)		備考(補足)
	指標	R6 実績値(見込)	R11 目標値		指標	R16 目標値	
1 公共用水域の水質保全	目標放流水質の適合率(%)	100	100	継続	同左	100	良好な放流水質を維持する必要があることから引き続き設定
2 下水道施設の整備	幹線管渠の延伸距離(km)	5.4	7.6	継続	同左	2.2 (R8)	R16の目標値達成で幹線管渠は概成
	処理場増設の進捗率(%) ()対象施設数	56.7 (89/157)	100 (157/157)	継続	同左 ()対象施設数	100 (算定中/算定中)	R16の流入予定水量に基づいた処理場の必要施設数 ※最終案で報告
	設備の更新率(%) ※老朽化対策、地震・津波対策に関する指標	24.7	100	分割	<老朽化対策> 健全度1※1の施設数	0	期間中に施設健全度1を発生なし
					<地震対策> 急所となる施設※2の地震対策の進捗率(%) ()対象箇所数	100 (14/14)	対象箇所数内訳 幹線管路7管路 (香良洲幹線等 18.2/266.8km) ポンプ場2箇所(香良洲、三渡川) 処理場の施設5箇所 (北部1、南部3、雲出川左岸1)
					<津波・洪水対策> 施設※3浸水対策の進捗率(%) ()対象箇所数	100 (8/8)	対象箇所数内訳 ポンプ場3箇所(川口、井生、山添) 下水処理場の施設5箇所 (志登茂川1、松阪2、宮川2)
	—	—	—	追加	<地球温暖化対策> CO ₂ 排出量削減率(%) (2013年度比)	36 (R12)	三重県流域下水道地球温暖化対策計画で定めた削減率と目標年度(暫定)
3 健全な事業運営の持続	経常収支比率(%)	101.2 (R5実績)	100以上	継続	同左	100以上	経営の健全性・効率性を示す指標で、単年度収支で黒字を設定
	企業債残高対事業規模比率(%)	210.7 (R5実績)	190.7	継続	同左	200程度	施設整備の財源である企業債残高の規模を示す指標 ※最終案で報告

※1 健全度1とは、機能停止状態であり、ただちに設備更新が必要なことを示します。

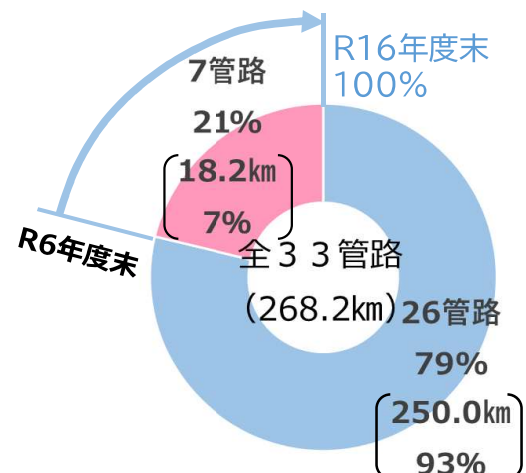
※2 対象は、機能が失われると広範囲かつ長期的に影響が及ぶ下水道システムの急所となる幹線管路、ポンプ場(揚水機能)及び処理場(揚水機能、沈殿機能、消毒機能)とします。

※3 対象は、ポンプ場及び処理場(安全衛生機能・避難機能、揚水機能、消毒機能)とします。

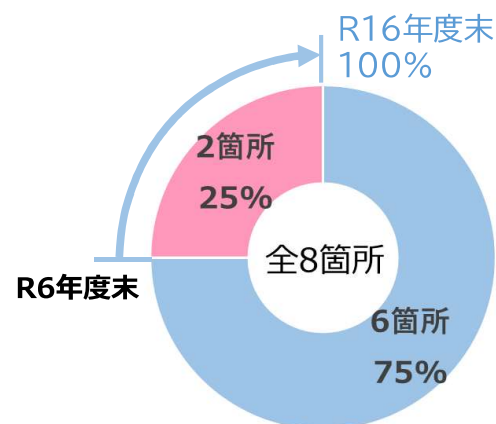
三重県流域下水道事業経営戦略改定の素案

2. 経営戦略改定の素案について

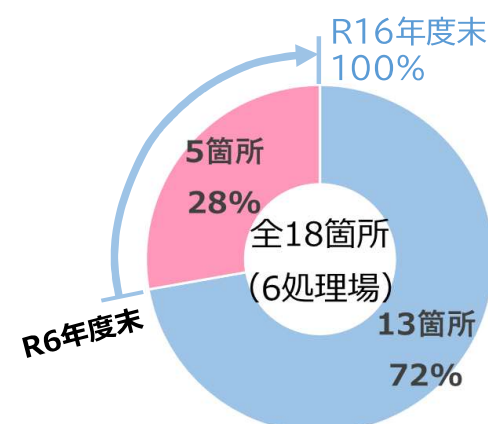
<地震対策> 幹線管路



ポンプ場



処理場

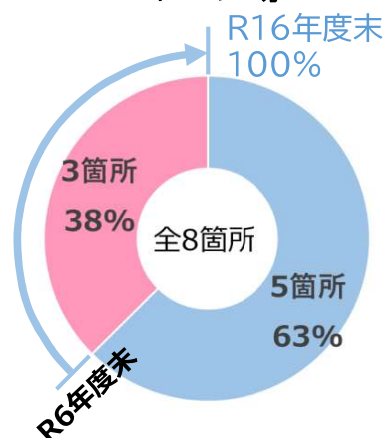


■ 耐震化対策済
■ 未対策

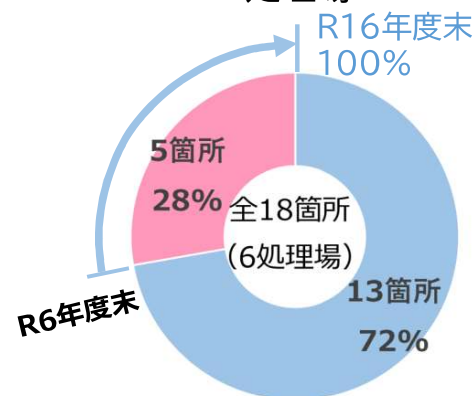
急所となる流域下水道施設の耐震化率(令和6年度末見込み)【対策必要箇所: 幹線管路7 + ポンプ場2 + 処理場5 = 14箇所】

<津波・洪水対策>

ポンプ場



処理場



■ 浸水なし(対策済含む)
■ 浸水予測あり

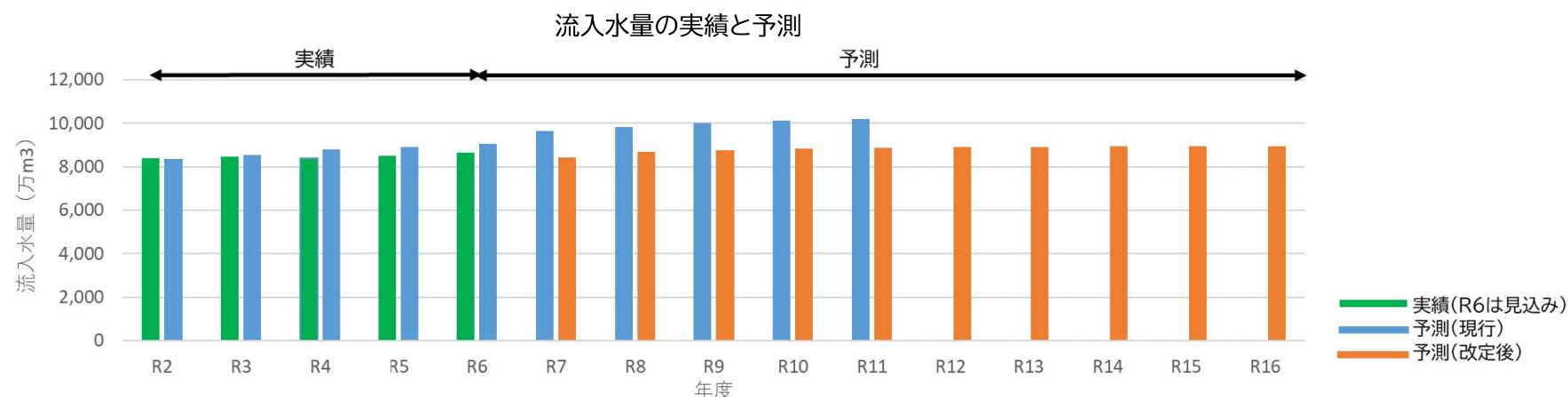
流域下水道の浸水予測対象施設(令和6年度末見込み)【対策必要箇所: ポンプ場3 + 処理場5 = 8箇所】

2. 経営戦略改定の素案について

⑤投資・財政計画

(1)流入予定水量 今後、10年間の流入水量は以下のとおり微増になると予測しています。

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
流入水量 (万m3)	8,413	8,680	8,753	8,828	8,860	8,898	8,915	8,926	8,933	8,927



(2)投資財政計画(令和7年度当初予算を含め策定中)

地震対策や浸水対策、管渠延伸に必要な事業費及びストックマネジメント計画(現在策定中)に基づき平準化を図った施設の改築・更新事業費等を設定するとともに、物価変動等を反映した維持管理費を設定します。

⑥進行管理

経営戦略の着実な推進のため、経営目標ごとに設定した成果指標による進捗管理を行うとともに、おおよそ5年ごとに内容を見直すこととします。

(4) 令和7年度予算の確保に向けた国への要望について

本県では、政府予算案策定に向けて、本県の施策の展開に必要な予算確保や政策実現に必要な重要課題等について、国への要望を行っているところです。

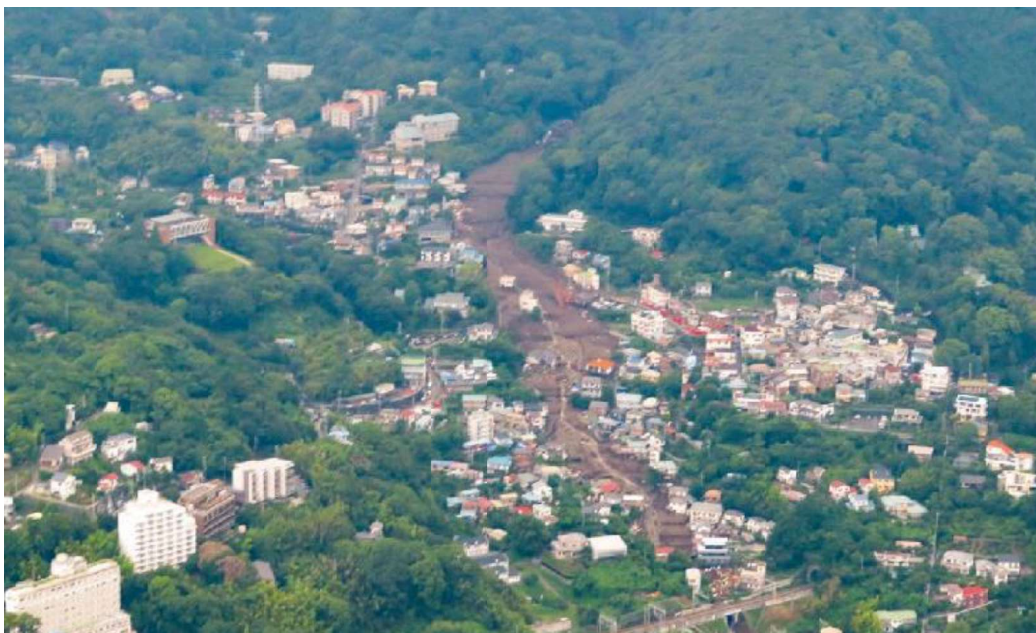
今回、県土整備部からは、下記5項目について国土交通省等に要望しました。

要望項目（詳細は別冊資料のとおり）

- ① 災害に屈しない県土づくりのための防災・減災、国土強靱化の推進
- ② 安全・円滑な人流・物流を支える道路ネットワーク・拠点整備の推進
- ③ 災害に強い県土づくりのための流域治水の推進
- ④ 魅力ある地域づくりの基礎となる社会資本整備の推進
- ⑤ 安全で快適な住まいまちづくりの推進

要望先

国土交通省、財務省



(5) 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく
規制区域の指定について



令和3年7月 静岡県熱海市における土石流による被害

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく 規制区域の指定について

背景・必要性

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生→甚大な人的・物的被害（令和3年7月）
- 宅地の安全性、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により開発を規制→各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在（一部の地方公共団体では条例を制定して対応）

法律の概要

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正**し、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制
- ※法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“**盛土規制法**”
- ※**国土交通省・農林水産省による共管法**とし、両省が緊密に連携して対応

国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土等に伴う災害の防止に関する**基本方針**を策定

1. スキマのない規制

- 規制区域** ◆知事が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域(※)として指定
- 規制対象** ◆規制区域内で行われる盛土等を知事の許可の対象に（※）宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域

2. 盛土等の安全性の確保

- 許可基準** ◆災害防止のために必要な許可基準を設定
- 中間検査
完了検査** ◆①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく 規制区域の指定について

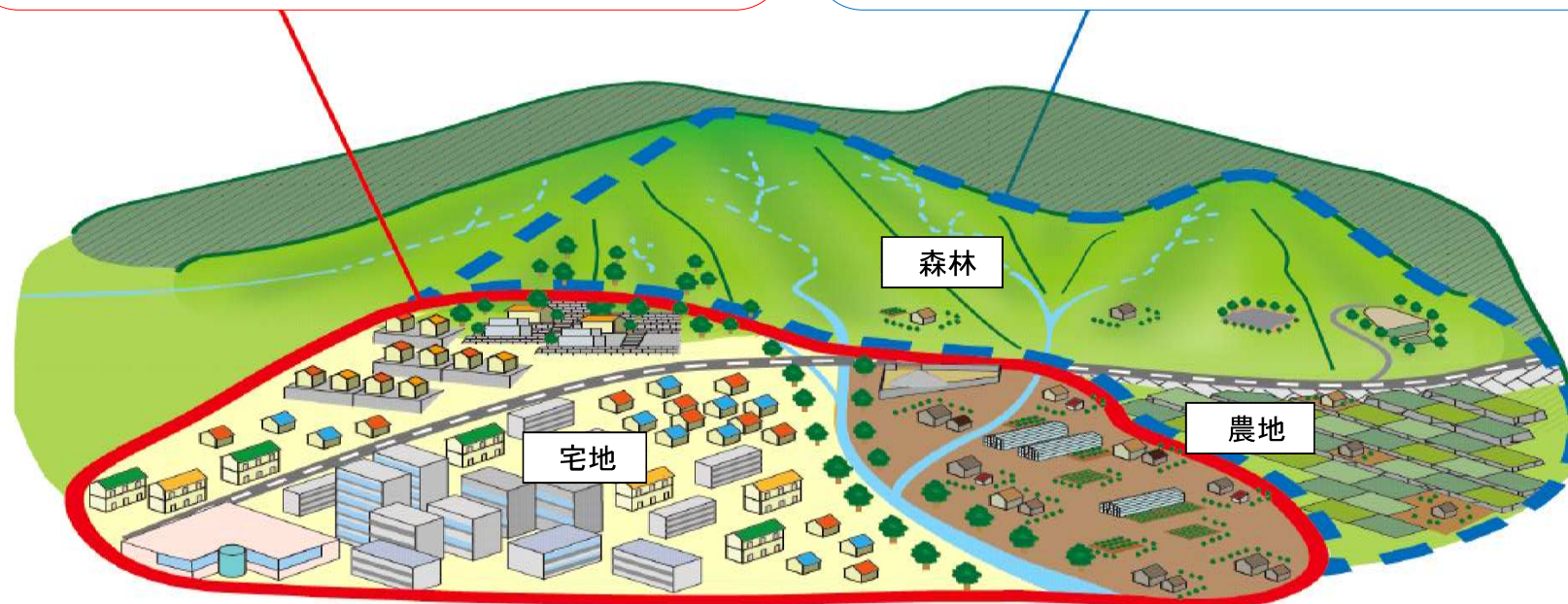
規制区域のイメージ

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく
規制区域の指定について

規制区域内における規制対象

許可対象となる盛土等の規模

赤文字

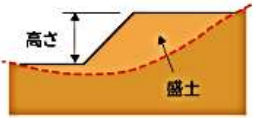
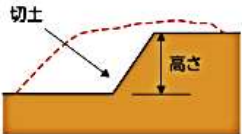
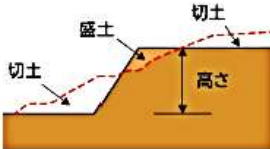
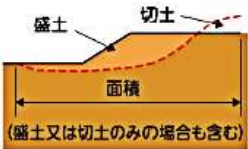
宅地造成等工事規制区域

青文字

特定盛土等規制区域

＜土地の形質の変更(盛土・切土)＞

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

＜一時的な土石の堆積＞

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく 規制区域の指定について

三重県における規制区域設定の考え方

※国から示された基礎調査実施要領（規制区域指定編）に基づき検討

【宅地造成等工事規制区域】

- ・都市計画区域のうち、市街化区域及び用途地域の指定のある区域
- ・50戸以上の集落のある区域

22.4%が該当

【特定盛土等規制区域】

- ・保全対象(※)及びその上流域

(※)保全対象：人家、道路等

74.4%が該当

【規制区域外】 3.2%が該当

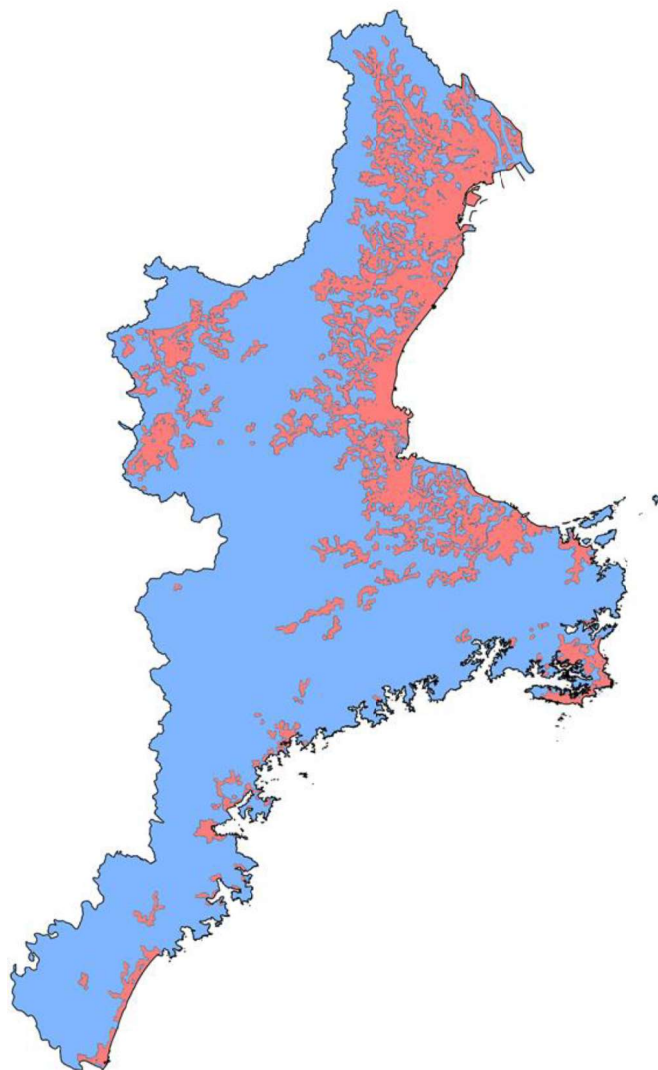
※規制区域から集中的に
土砂が持ち込まれる可能性がある

学識経験者及び市町の意見反映

三重県全域をいずれかの規制区域とする

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく 規制区域の指定について

三重県の規制区域（案）



区分	面積（km ² ）	三重県全域に対する面積比
三重県全域	5,774.48	—
宅地造成等工事規制区域	1,290.93	22.4%
特定盛土等規制区域	4,483.55	77.6%

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく 規制区域の指定について

スケジュール

令和5年度まで

令和6年度

令和7年度

盛土規制法公布 令和4年5月27日

盛土規制法施行 令和5年5月26日

12月

常任委員会
(法概要説明)

5月

HPへの掲載(法概要)

8月

学識経験者への意見聴取

10月

市町へのヒアリング

12月

常任委員会
(規制区域案説明)

2月

5月

規制区域指定

許可等関連事務

規制区域案の検討

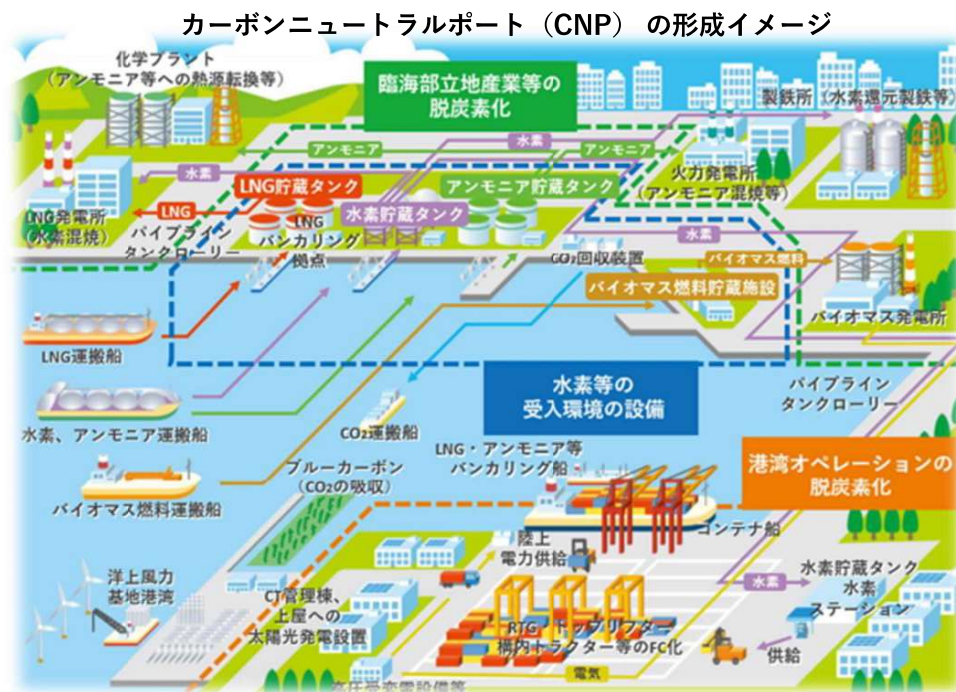
周知(関係団体への説明、HPへの掲載)

パブリック
コメント

市町との調整

区域指定の手続き

(6) 港湾脱炭素化推進計画の作成について



出典:「港湾脱炭素化推進計画策定マニュアル」(国土交通省港湾局)

目 次

1. 港湾脱炭素化推進計画について
 - (1) 港湾脱炭素化推進計画
 - (2) 作成までのスケジュール
 - (3) 計画作成後の体制

2. 津松阪港 港湾脱炭素化推進計画(骨子案)について
 - (1) 港湾の概要
 - (2) 対象範囲とCO₂排出量の推計
 - (3) CO₂排出量の削減目標
 - (4) 取組方針と脱炭素化促進事業

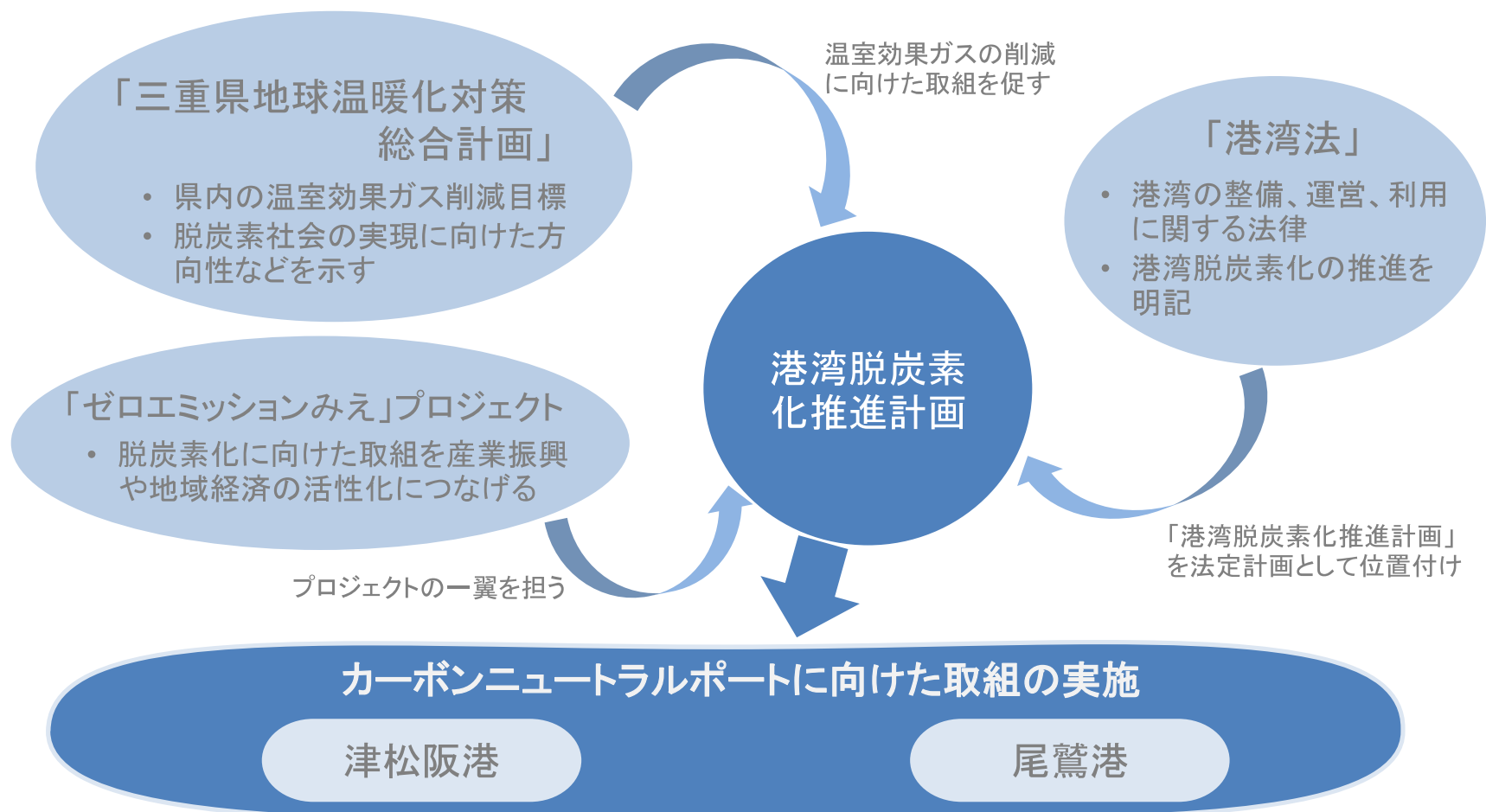
3. 尾鷲港 港湾脱炭素化推進計画(骨子案)について
 - (1) 港湾の概要
 - (2) 対象範囲とCO₂排出量の推計
 - (3) CO₂排出量の削減目標
 - (4) 取組方針と脱炭素化促進事業

1. 港湾脱炭素化推進計画について

(1) 港湾脱炭素化推進計画

- 港湾脱炭素化推進計画は、港湾でのCO₂など温室効果ガスの排出を実質ゼロにする(カーボンニュートラルポート(CNP)といわれる)取組を進めるために、港湾管理者が港湾に関わりのある方々と作成する脱炭素化の推進計画である

港湾脱炭素化推進計画の位置づけ



1. 港湾脱炭素化推進計画について

(2) 作成までのスケジュール

令和5年度から津松阪港、尾鷲港それぞれに、港湾法に基づいた港湾脱炭素化推進協議会(国、県、関係市町、港湾利用者、有識者で構成)を2回開催し、各港で実施したアンケート、ヒアリングを踏まえて作成した計画(骨子案)について両協議会です承を得た

現在、この計画(骨子案)を基に、計画内容について、関係機関と協議を実施中
引き続き作業を進め、第3回の協議会を経て、令和6年度末に計画を作成予定

◎計画作成のスケジュール

項目	年・月		令和5年度									令和6年度									
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画作成																					公表★
計画作成作業	第1回資料 (計画説明等)作成 ※アンケート等を依頼				アンケート等 の実施				第2回資料(骨子案)作成 ※適宜ヒアリング等を実施						第3回資料 (計画案)作成 ※適宜ヒアリング等を実施				計画案 の修正		
関係機関等との協議															関係機関など協議 ※協議結果を計画案に反映						
協議会(津松阪港)					11/30 ①											10/1 ②				2月下旬 ③	
協議会(尾鷲港)				10/20 ①											9/5 ②					2月下旬 ③	
常任委員会																	骨子案説明 ◎			最終案説明 ◎	

1. 港湾脱炭素化推進計画について

(3) 計画作成後の体制

- 計画の作成後は、必要に応じて協議会を開催し、港湾脱炭素化促進事業の実施主体からの情報提供を受けて計画の進捗状況を確認・評価するものとする
- 計画の進捗状況や立地企業の情勢変化、脱炭素化技術の進展等を踏まえ、計画の見直しの要否を検討し、柔軟に計画を見直せるよう、PDCA サイクルに取り組む体制を構築する



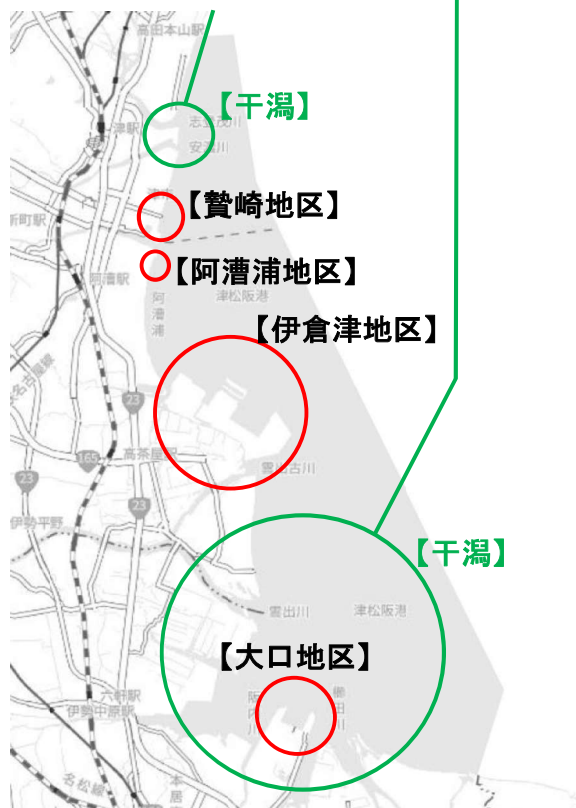
2. 津松阪港港湾脱炭素化推進計画（骨子案）について

（1）港湾の概要

- 自然環境に恵まれ、津市から松阪市に至る約30kmの海岸線を有するとともに、中京と阪神の至近に位置するという地理的優位性を持ち、背後圏の製造・流通拠点として機能する重要港湾である

■干潟

- 松阪港港湾区内を中心に、海岸線に沿って干潟が広がっており、貴重なCO₂の吸収源として機能を発揮



■賛岐地区

- 中部国際空港への海上アクセス拠点である「津なぎさまち」が立地
- 海洋性レクリエーション拠点としての整備が期待される地域

■阿漕浦地区

- 津ヨットハーバーが立地
- 賛岐地区と一体となり、海洋性レクリエーション拠点を形成することが見込まれる地域

■伊倉津地区

- 大型バルク船等を建造する造船業や鉄鋼業等の中部工業地帯の一翼を担う工場等が立地する産業拠点

■大口地区

- 窯業・土石製品製造業、セメントや貯油のタンク等が立地
- 公共海上物流ターミナルとしての役割を担う地域



津松阪港の位置



ドルフィンで荷役する大型貨物船



-7.5大口岸壁及びその背後



2. 津松阪港港湾脱炭素化推進計画（骨子案）について

（3）CO₂排出量の削減目標

- 三重県地球温暖化対策総合計画による位置づけ(温室効果ガス排出目標)を基に、津松阪港港湾脱炭素化推進計画の目標を、以下のとおり設定

三重県地球温暖化対策 総合計画 (令和5年3月改訂)	温室効果ガス排出目標	
	2030年度 (令和12年) 産業部門	2050年度 (令和32年)
	2013(平成25)年度比 42%削減	実質ゼロ



津松阪港港湾脱炭素化推進計画の目標

		CO ₂ 排出量の削減目標		
		短期	中期	長期
目 標 年 次		2030年度 (令和12年)	2040年度 (令和22年)	2050年度 (令和32年)
目 標 値	削 減 率	2013(平成25)年度比 42%削減	2013(平成25)年度比 71%削減	2013(平成25)年度比 実質ゼロ
	排 出 量	約17万トン/年	約8万トン/年	0トン/年

※ 2040年度の目標値は、2030年度目標と2050年度目標の中間年度として案分して算出

2. 津松阪港港湾脱炭素化推進計画（骨子案）について

（４）取組方針と脱炭素化促進事業

今後の脱炭素化に向けての取組方針と、港湾関係者の取組(脱炭素化促進事業)は以下のとおり

◎カーボンニュートラルに向けた主な取組方針

取組方針	内 容
①ターミナルを出入する車両等の低・脱炭素化	➤ 技術開発動向等に注視しつつ、 機械や車両の電化や燃料電池化、水素エンジン化等 の検討を進める
②ターミナル内の省エネ化	➤ 荷捌地や上屋等の照明設備のLED化(省エネ化)等 の取組・検討を進める
③再生可能エネルギーの導入	➤ 太陽光発電施設の導入 や 再生可能エネルギー由来の電力の購入等 の取組・検討を進める
④陸上電力供給設備の導入	➤ 係留中の船舶への陸上電力供給設備の導入 に向けた取組・検討を進める
⑤ターミナル外企業の省エネ化	➤ 照明設備のLED化、省エネ設備への切替等 の取組・検討を進める
⑥次世代エネルギーの利用推進	➤ 関係企業等と連携し、将来的な津松阪港における 水素などの利用に向け検討 を進める
⑦水素ステーションの導入	➤ 民間企業等と連携して港内・港外への水素ステーションの導入 を検討する
⑧藻場の保全・再生	➤ 藻場等の保全 に努めるとともに、CO ₂ 吸収源の強化に向けて、 新たなブルーカーボンの創出等 について検討を進める

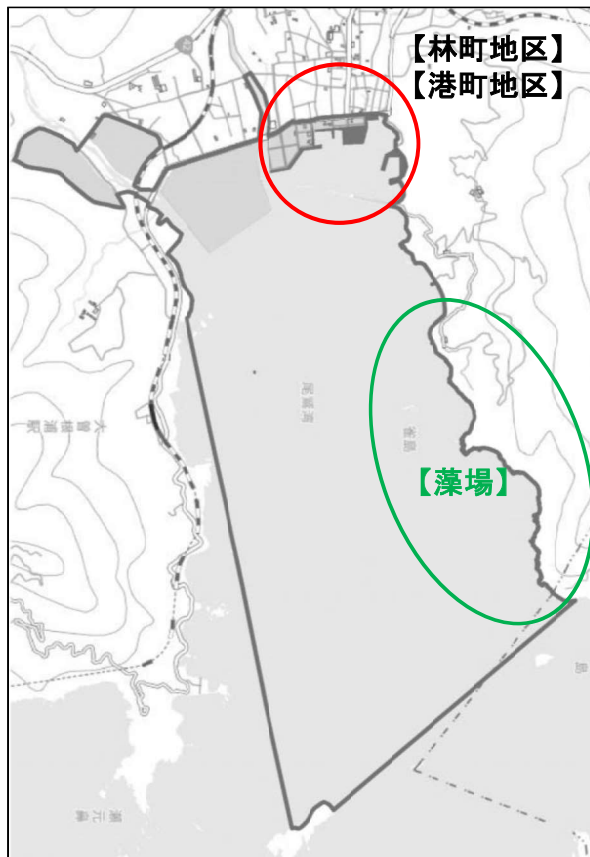
◎脱炭素化促進事業

時期	区 分	事業内容
短期	公共ターミナルを出入りする船舶・車両	船内照明の省エネ化（照明のLED化）
	ターミナル外	再生可能エネルギーへの転換（太陽光発電）
		工場における照明のLED化
		CO ₂ フリー電力の購入
		省エネタイプの空調機更新
		再生可能エネルギーへの転換（太陽光発電）
短期～中期	ターミナル内	ターミナル内の照明のLED化

3. 尾鷲港港湾脱炭素化推進計画（骨子案）について

（1）港湾の概要

- 尾鷲港は、三重県東紀州地域のほぼ真ん中に位置し、リアス式海岸による天然の良港として発展した重要港湾である
- 昭和37年に中部電力尾鷲三田火力発電所が建設され、中京地区へのエネルギー供給地となり、昭和42年に重要港湾となったが、その後、徐々に発電機能は縮小され、平成30年に中部電力尾鷲三田火力発電所は廃止された



■ 林町地区、港町地区

- 尾鷲港背後の主要産業は水産業であり、沿岸、遠洋漁業と多様な漁業が営まれており、最近では、鯛やハマチ等の養殖業、水産加工業等が盛んである
- 地場産品の販売を行う「イタダキ市」を毎月1回(1月除く)開催し、水産物のブランド化や漁村の6次産業化を積極的に進めている

■ 藻場

- 港内には海岸線に沿って藻場が広がり、貴重なCO₂の吸収源として機能を発揮している
- 近年、磯焼けなどにより消失した藻場の再生に取り組んでおり、尾鷲湾北部でも藻場再生活動が行われている



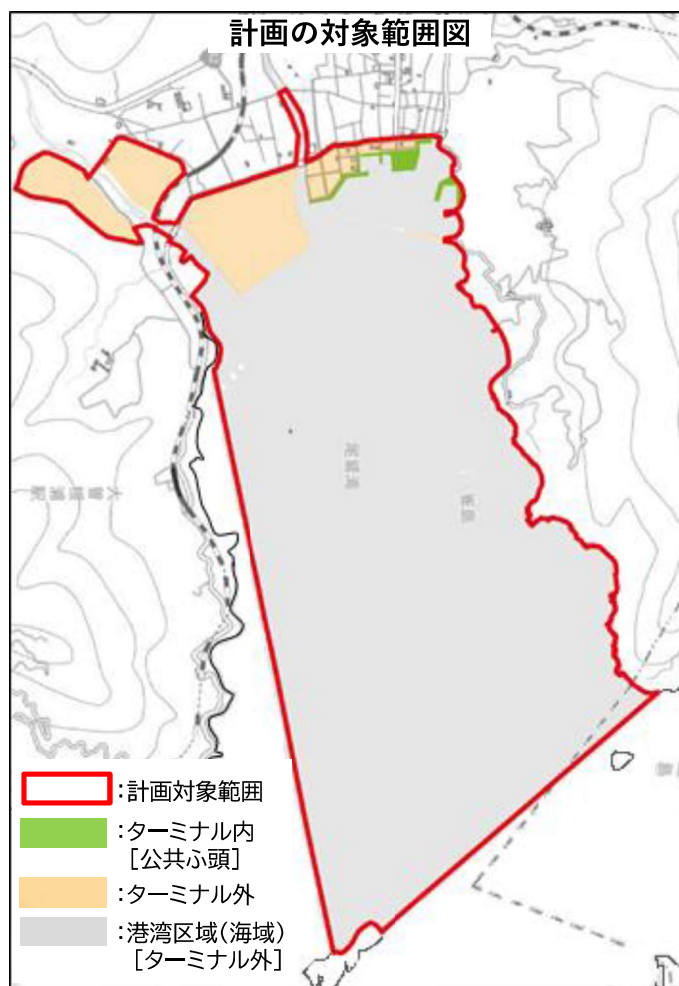
水揚げの様子



3. 尾鷲港港湾脱炭素化推進計画（骨子案）について

（2）対象範囲とCO₂排出量の推計

- 対象範囲は、尾鷲港の港湾区域(海域)と、港湾計画において土地利用計画が設定されている陸域を基本とする
- 尾鷲港における温室効果ガス(CO₂)排出量の推計にあたり、対象範囲に、以下の3つの区分を設定してCO₂排出量及び吸収量を推計すると以下のとおりとなる



対象範囲のCO₂排出量の推計

区分	対象施設等	CO ₂ 排出量	
		2013年度	2022年度
ターミナル内	照明施設・その他施設 等	約207トン	約187トン
	荷役機械	約238トン	約151トン
ターミナルを 出入りする 船舶・車両	停泊中の船舶	約115トン	約66トン
	ターミナル外への輸送車両	約10トン	約30トン
	生け簀からの輸送船舶	約3トン	約2トン
ターミナル外	事務所・事業所 等	約25トン	約22トン
	その他 (水産加工場、冷蔵庫等)	約94トン	約28トン
合計		約692トン	約486トン

※中部電力三田火力発電所由来のCO₂排出量は除く

対象範囲のCO₂吸収量の推計

区分		ターミナル外
対象地区		尾鷲港
対象施設等		尾鷲湾北部
実施者		尾鷲藻場協議会
CO ₂ 吸収量	2013年度	0トン
	2022年度	2.25トン

3. 尾鷲港港湾脱炭素化推進計画（骨子案）について

（3）CO₂排出量の削減目標

- 三重県地球温暖化対策総合計画による位置づけ(温室効果ガス排出目標)を基に、尾鷲港港湾脱炭素化推進計画の目標を、以下のとおり設定

三重県地球温暖化対策 総合計画 (令和5年3月改訂)	温室効果ガス排出目標	
	2030年度 (令和12年) 産業部門	2050年度 (令和32年)
	2013(平成25)年度比 42%削減	実質ゼロ



尾鷲港港湾脱炭素化推進計画の目標

		CO ₂ 排出量の削減目標		
		短期	中期	長期
目 標 年 次		2030年度 (令和12年)	2040年度 (令和22年)	2050年度 (令和32年)
目 標 値	削 減 率	2013(平成25)年度比 42%削減	2013(平成25)年度比 71%削減	2013(平成25)年度比 実質ゼロ
	排 出 量	約401トン/年	約201トン/年	0トン/年

※ 2040年度の目標値は、2030年度目標と2050年度目標の中間年度として案分して算出

3. 尾鷲港 港湾脱炭素化推進計画（骨子案）について

（４）取組方針と脱炭素化促進事業

尾鷲港の今後の脱炭素化に向けての取組方針と、港湾関係者の取組(脱炭素化促進事業)は以下のとおり

◎カーボンニュートラルに向けた主な取組方針

取組方針	内 容
①ターミナルを出入りする車両等の低・脱炭素化	➤ 技術開発の動向等に注視しつつ、 荷役機械や車両の電化、省エネ化や燃料電池化 等の検討を進める。
②水産関連施設の省エネ化	➤ 技術開発の動向等を踏まえつつ、 低炭素な冷凍・冷蔵施設や製氷機、加工施設等の導入 に向けた取組・検討を進める。
③ターミナル内の省エネ化	➤ 上屋等の照明設備の省エネ化 等の取組・検討を進める。
④再生可能エネルギー・グリーン電力の導入	➤ 太陽光発電施設の導入 や 再生可能エネルギー由来のグリーン電力の購入 等の取組・検討を進める。
⑤船舶における低・脱炭素化	➤ 技術開発の動向等に注視しつつ、 船舶燃料の低・脱炭素化（バイオ燃料、水素燃料電池化等）や省エネ技術の導入 等の検討を進める。
⑥充電設備の導入	➤ 業務用車両等の電化を促すため、 公共駐車場への充電設備の設置 の検討を進め、脱炭素化を図る。
⑦陸上電力供給設備の導入	➤ 係留中の船舶への陸上電力供給設備を維持や導入 の検討を進める。
⑧藻場の保全・再生	➤ 藻場等の保全・維持 に努め、CO ₂ 吸収源の強化に向けて、 新たなブルーカーボンの創出 等について検討を進める。

◎脱炭素化促進事業

時期	区 分	事業内容
短期	ターミナル内	市場等の照明のLED化
		製氷機の導入
	ターミナル外	工場等の照明のLED化
		太陽光発電設備の導入
中期～長期	ターミナル内	製氷機の導入
		ターミナル内の照明のLED化
未定	ターミナル内	電動フォークリフトへの切替
	ターミナルを出入りする船舶・車両	バイオ燃料等への転換(実証)
		業務車両のEV化

(7) 審議会等の審議状況について (令和6年9月17日～11月20日)

(県土整備部)

1 審議会等の名称	花とみどりの三重づくり推進会議
2 開催年月日	令和6年9月25日
3 委員	会 長 三宅 諭 委 員 鶴田 佳子 他15名
4 諮問事項	花とみどりの三重づくり基本計画進捗状況について
5 調査審議結果	以下の事項について、審議が行われ意見を得た。 ・花とみどりの三重づくり基本計画進捗状況について
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	令和6年10月15日
3 委員	委員長 岡島 賢治 委 員 太田 淳子 他6名
4 諮問事項	公共事業再評価実施事業 ・かんがい排水事業（宮川左岸地区） ・林道事業（経ヶ峰線） ・林道事業（浅谷越線） ・道路事業（一般国道368号（伊賀名張拡幅1工区）） ・道路事業（一般県道上笠間八幡名張線（薦生））
5 調査審議結果	・再評価実施事業について、事業の継続が了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	令和 6 年 11 月 14 日
3 委員	委員長 岡島 賢治 委 員 太田 淳子 他 5 名
4 諮問事項	公共事業事後評価実施事業 ・ 中山間地域総合整備事業（熊野南部地区） ・ 水産基盤整備事業（大淀漁港） ・ 道路事業（一般国道 1 6 6 号（田引バイパス）） ・ 道路事業（一般国道 4 2 2 号（三田坂バイパス）） ・ 砂防事業（薬王寺谷川） ・ 急傾斜地崩壊対策事業（長島地区）
5 調査審議結果	・ 事後評価実施事業について、事業の評価結果の妥当性が認められた。
6 備考	